

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

平成29年10月
(第2回訂正分)

株式会社シルバーライフ

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売価格等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を平成29年10月17日に関東財務局長に提出し、平成29年10月18日にその届出の効力は生じております。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成29年9月21日付をもって提出した有価証券届出書及び平成29年10月6日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集500,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し247,500株（引受人の買取引受による売出し150,000株・オーバーアロットメントによる売出し97,500株）の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成29年10月17日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____ 罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

(注) 2. 当社は、みずほ証券株式会社に対し、上記発行数のうち4,700株を、福利厚生を目的に、当社社員持株会（名称：シルバーライフ社員持株会）を当社が指定する販売先（親引け先）として要請しております。みずほ証券株式会社に対し要請した当社の指定する販売先の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 親引け先への販売について」をご参照下さい。なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

2【募集の方法】

平成29年10月17日に決定された引受価額（2,300円）にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格2,500円）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金いたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定された価格で行います。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「552,000,000」を「575,000,000」に訂正
「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「552,000,000」を「575,000,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

(注) 4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であります。

5. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

6. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 5. の全文削除及び6. 7. の番号変更

3【募集の条件】

(2)【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「発行価格(円)」の欄：「未定(注)1.」を「2,500」に訂正

「引受価額(円)」の欄：「未定(注)1.」を「2,300」に訂正

「資本組入額(円)」の欄：「未定(注)3.」を「1,150」に訂正

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)4.」を「1株につき2,500」に訂正

<欄外注記の訂正>

(注)1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたしました。

発行価格等の決定に当たりましては、仮条件(2,300円~2,500円)に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。

当該ブックビルディングの状況につきましては、

① 申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。

② 申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。

③ 申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。

以上が特徴でありました。

上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株式に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、2,500円と決定いたしました。

なお、引受価額は2,300円と決定いたしました。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格(2,500円)と会社法上の払込金額(1,955円)及び平成29年10月17日に決定された引受価額(2,300円)とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、1株当たりの増加する資本準備金の額は1,150円(増加する資本準備金の額の総額575,000,000円)と決定いたしました。

4. 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額(1株につき2,300円)は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

7. 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。(略)

(注)8.の全文削除

4【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受けの条件」の欄：

2. 引受人は新株式払込金として、平成29年10月24日までに払込取扱場所へ引受価額と同額(1株につき2,300円)を払込むことといたします。

3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額(1株につき200円)の総額は引受人の手取金となります。

<欄外注記の訂正>

(注)1. 上記引受人と平成29年10月17日に元引受契約を締結いたしました。

2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託いたします。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額(円)」の欄：「1,104,000,000」を「1,150,000,000」に訂正

「差引手取概算額(円)」の欄：「1,094,000,000」を「1,140,000,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

(注)1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額1,140,000千円については、「1 新規発行株式」の(注)4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限224,250千円と合わせた、手取概算額合計上限1,364,250千円について、冷凍冷蔵倉庫兼物流センター、社員寮及び当社第2食品製造工場の建設資金に充当する予定であります。具体的には、以下の使途に使用する予定であります。

- ①冷凍冷蔵倉庫兼物流センターの建設資金に230,000千円(平成30年7月期)
- ②社員寮の建設資金に165,000千円(平成30年7月期)
- ③第2食品製造工場の建設資金に900,000千円(平成30年7月期に150,000千円、平成31年7月期に400,000千円、平成32年7月期に350,000千円)

上記以外の残額は、工場内の機械設備及び消耗品等、今後の食材製造設備の充実のための資金とし、各々の具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

(注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第2【売出要項】

1【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成29年10月17日に決定された引受価額(2,300円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2)ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格2,500円)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄:「360,000,000」を「375,000,000」に訂正
「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄:「360,000,000」を「375,000,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

(注) 3. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。

4. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

5. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 3. 4. の全文削除及び5. 6. 7. の番号変更

2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(2)【ブックビルディング方式】

<欄内の記載の訂正>

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）1.（注）2.」を「2,500」に訂正

「引受価額（円）」の欄：「未定（注）2.」を「2,300」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）2.」を「1株につき2,500」に訂正

「元引受契約の内容」の欄：「未定（注）3.」を「（注）3.」に訂正

<欄外注記の訂正>

(注) 2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一の理由により決定いたしました。

3. 元引受契約の内容

金融商品取引業者の引受株数 みずほ証券株式会社 150,000株

引受人が全株買取引受を行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額（1株につき200円）の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と平成29年10月17日に元引受契約を締結いたしました。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「234,000,000」を「243,750,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「234,000,000」を「243,750,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、みずほ証券株式会社が行う売出しであります。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3. に記載した振替機関と同一であります。

（注）5. の全文削除及び6. の番号変更

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(2)【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）1.」を「2,500」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）1.」を「1株につき2,500」に訂正

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により、平成29年10月17日に決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である清水貴久（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成29年9月21日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式97,500株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 97,500株
(2)	募集株式の払込金額	1株につき1,955円
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額 112,125,000円（1株につき金1,150円） 増加する資本準備金の額 112,125,000円（1株につき金1,150円）
(4)	払込期日	平成29年11月16日（木）

(注) 割当価格は、平成29年10月17日に決定された「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額 (2,300円) と同一であります。

(以下省略)

3. ロックアップについて

(省略)

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日（当日を含む。）後180日目の日（平成30年4月22日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

4. 親引け先への販売について

(1) 親引け先の状況等

<欄内の記載の訂正>

「d. 親引けしようとする株式の数」の欄：「未定（「第1 募集要項」における募集株式のうち、5,000株を上限として、平成29年10月17日（発行価格等決定日）に決定される予定。）」を「当社普通株式 4,700株」に訂正

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、平成29年10月17日に決定された「第1 募集要項」における新規発行株式の発行価格 (2,500円) と同一であります。

(4) 親引け後の大株主の状況

<欄内の数値の訂正>

「シルバーライフ社員持株会」の「本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数（株）」の欄：「11,000」を「10,700」に訂正

「シルバーライフ社員持株会」の「本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合（％）」の欄：「0.41」を「0.40」に訂正

「計」の「本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数（株）」の欄：

「1,936,300 (75,300)」を「1,936,000 (75,300)」に訂正

「計」の「本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合（％）」の欄：「72.98 (2.84)」を「72.97 (2.84)」に訂正

<欄外注記の訂正>

(注) 2. 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合は、平成29年9月21日現在の所有株式数及び株式総数に、本募集、引受人の買取引受による売出し及び親引けを勘案した株式数及び割合になります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

平成29年10月
(第1回訂正分)

株式会社シルバーライフ

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を平成29年10月6日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成29年9月21日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集500,000株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を平成29年10月5日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し247,500株（引受人の買取引受による売出し150,000株・オーバーアロットメントによる売出し97,500株）の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定したため、これらに関連する事項を訂正するため、また、「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項」に「4. 親引け先への販売について」を追加記載するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____ 罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

(注) 2. 当社は、みずほ証券株式会社に対し、上記発行数のうち5,000株を上限として、福利厚生を目的に、当社社員持株会（名称：シルバーライフ社員持株会）を当社が指定する販売先（親引け先）として要請しております。みずほ証券株式会社に対し要請した当社の指定する販売先の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 親引け先への販売について」をご参照下さい。なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

4. 上記とは別に、平成29年9月21日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式97,500株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

(注) 2. の全文削除及び3. 4. 5. の番号変更

2【募集の方法】

平成29年10月17日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成29年10月5日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額（1,955円）以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。（略）

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「発行価額の総額（円）」の欄：「1,020,000,000」を「977,500,000」に訂正
「計（総発行株式）」の「発行価額の総額（円）」の欄：「1,020,000,000」を「977,500,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

(注) 3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

5. 仮条件（2,300円～2,500円）の平均価格（2,400円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は1,200,000,000円となります。

3【募集の条件】

(2)【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額（円）」の欄：「未定（注）2.」を「1,955」に訂正

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、2,300円以上2,500円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成29年10月17日に引受価額と同時に決定する予定であります。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株式の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して決定いたしました。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額（1,955円）及び平成29年10月17日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

8. 引受価額が会社法上の払込金額（1,955円）を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

4【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受株式数(株)」の欄の各引受人の引受株式数：「未定」を「みずほ証券株式会社435,000、SMBC日興証券株式会社26,000、株式会社SBI証券13,000、いちよし証券株式会社6,500、岡三証券株式会社6,500、岩井コスモ証券株式会社6,500、丸三証券株式会社6,500」に訂正

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 上記引受人と発行価格決定日(平成29年10月17日)に元引受契約を締結する予定であります。

2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(注) 1. の全文削除及び2. 3. の番号変更

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(2,300円~2,500円)の平均価格(2,400円)を基礎として算出した見込額であります。

(2)【手取金の使途】

上記の手取概算額1,094,000千円については、「1 新規発行株式」の(注) 4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限215,280千円と合わせた、手取概算額合計上限1,309,280千円について、冷凍冷蔵倉庫兼物流センター、社員寮及び当社第2食品製造工場の建設資金に充当する予定であります。具体的には、以下の使途に使用する予定であります。

①冷凍冷蔵倉庫兼物流センターの建設資金に230,000千円(平成30年7月期)

②社員寮の建設資金に165,000千円(平成30年7月期)

③第2食品製造工場の建設資金に900,000千円(平成30年7月期に150,000千円、平成31年7月期に400,000千円、平成32年7月期に350,000千円)

上記以外の残額は、工場内の機械設備及び消耗品等、今後の食材製造設備の充実のための資金とし、各々の具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

(注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

<欄外注記の訂正>

(注) 3. 売出価額の総額は、仮条件 (2,300円~2,500円) の平均価格 (2,400円) で算出した見込額であります。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 3.に記載した振替機関と同一であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

<欄外注記の訂正>

(注) 5. 売出価額の総額は、仮条件 (2,300円~2,500円) の平均価格 (2,400円) で算出した見込額であります。

6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 3.に記載した振替機関と同一であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である清水貴久（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成29年9月21日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式97,500株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 97,500株
(2)	募集株式の払込金額	<u>1株につき1,955円</u>
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。（注）
(4)	払込期日	平成29年11月16日（木）

(注) 割当価格は、平成29年10月17日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

(注) 1. の全文及び2. の番号削除

(以下省略)

3. ロックアップについて

(省略)

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日（当日を含む。）後180日目の日（平成30年4月22日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れる予定であります。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

4. 親引け先への販売について

(1) 親引け先の状況等

a. 親引け先の概要	<u>シルバーライフ社員持株会（理事長 長井 彰宏） 東京都新宿区西新宿四丁目32番4号</u>
b. 当社と親引け先との関係	<u>当社の社員持株会であります。</u>
c. 親引け先の選定理由	<u>社員の福利厚生のためであります。</u>
d. 親引けしようとする株式の数	<u>未定（「第1 募集要項」における募集株式のうち、5,000株を上限として、平成29年10月17日（発行価格等決定日）に決定される予定。）</u>
e. 株券等の保有方針	<u>長期保有の見込みであります。</u>
f. 払込みに要する資金等の状況	<u>当社は、払込みに要する資金として、社員持株会における積立資金の存在を確認しております。</u>
g. 親引け先の実態	<u>当社の従業員で構成する社員持株会であります。</u>

(2) 株券等の譲渡制限

親引け先のロックアップについては、前記「3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、発行価格等決定日（平成29年10月17日）に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の発行価格と同一となります。

(4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有 株式数の割 合 (%)	本募集及び引 受人の買取 引受による 売出し後の 所有株式数 (株)	本募集及び引 受人の買取 引受による 売出し後の 株式総数に 対する所有 株式数の割 合 (%)
株式会社近江屋	東京都小平市花小金井二丁目23番43号	1,000,000	46.44	1,000,000	37.69
清水 貴久	東京都小平市	1,000,000	46.44	850,000	32.04
シルバーライフ社員持株会	東京都新宿区西新宿四丁目32番4号	6,000	0.28	11,000	0.41
戸井 丈嗣	東京都世田谷区	8,600 (8,600)	0.40 (0.40)	8,600 (8,600)	0.32 (0.32)
青沼 勝秀	横浜市港北区	6,600 (6,600)	0.31 (0.31)	6,600 (6,600)	0.25 (0.25)
片寄 達哉	東京都世田谷区	6,200 (6,200)	0.29 (0.29)	6,200 (6,200)	0.23 (0.23)
大瀬 安昭	栃木県足利市	6,000 (6,000)	0.28 (0.28)	6,000 (6,000)	0.23 (0.23)
岡崎 弘	群馬県太田市	5,800 (5,800)	0.27 (0.27)	5,800 (5,800)	0.22 (0.22)
中谷 顯嗣	埼玉県川越市	5,700 (5,700)	0.26 (0.26)	5,700 (5,700)	0.21 (0.21)
加瀬 真由美	群馬県館林市	5,200 (5,200)	0.24 (0.24)	5,200 (5,200)	0.20 (0.20)
玄葉 陽平	東京都東久留米市	5,200 (5,200)	0.24 (0.24)	5,200 (5,200)	0.20 (0.20)
白鳥 真吾	群馬県邑楽郡邑楽町	5,200 (5,200)	0.24 (0.24)	5,200 (5,200)	0.20 (0.20)
須加 泰考	東京都小平市	5,200 (5,200)	0.24 (0.24)	5,200 (5,200)	0.20 (0.20)
村手 寿俊	東京都足立区	5,200 (5,200)	0.24 (0.24)	5,200 (5,200)	0.20 (0.20)
横田 啓	群馬県邑楽郡邑楽町	5,200 (5,200)	0.24 (0.24)	5,200 (5,200)	0.20 (0.20)
米倉 秀	東京都台東区	5,200 (5,200)	0.24 (0.24)	5,200 (5,200)	0.20 (0.20)
計	二	2,081,300 (75,300)	96.67 (3.50)	1,936,300 (75,300)	72.98 (2.84)

- (注) 1. 所有株式数及び株式総数に対する所有株式数の割合は、平成29年9月21日現在のものです。
2. 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合は、平成29年9月21日現在の所有株式数及び株式総数に、本募集、引受人の買取引受による売出し及び親引け(5,000株を上限として算出)を勘案した場合の株式数及び割合になります。
3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
4. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

(5) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

(6) その他参考になる事項

該当事項はありません。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

平成29年9月



SILVER LIFE

株式会社シルバーライフ

1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式1,020,000千円（見込額）の募集及び株式360,000千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式234,000千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成29年9月21日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社シルバーライフ

東京都新宿区西新宿四丁目32番4号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

1 経営理念・当社のミッション

経営理念

「我々シルバーライフは、食の観点から
誰もが安心して歳を重ねていける社会を作ります」

当社のミッション

自分で調理をすることや買い物に行くことが困難な
一人暮らしや要介護の高齢者の方が、手間をかけず、安心して食事をしてもらえよう、
手ごろな価格で弁当を用意し、毎日自宅に届けます。

2 事業の内容

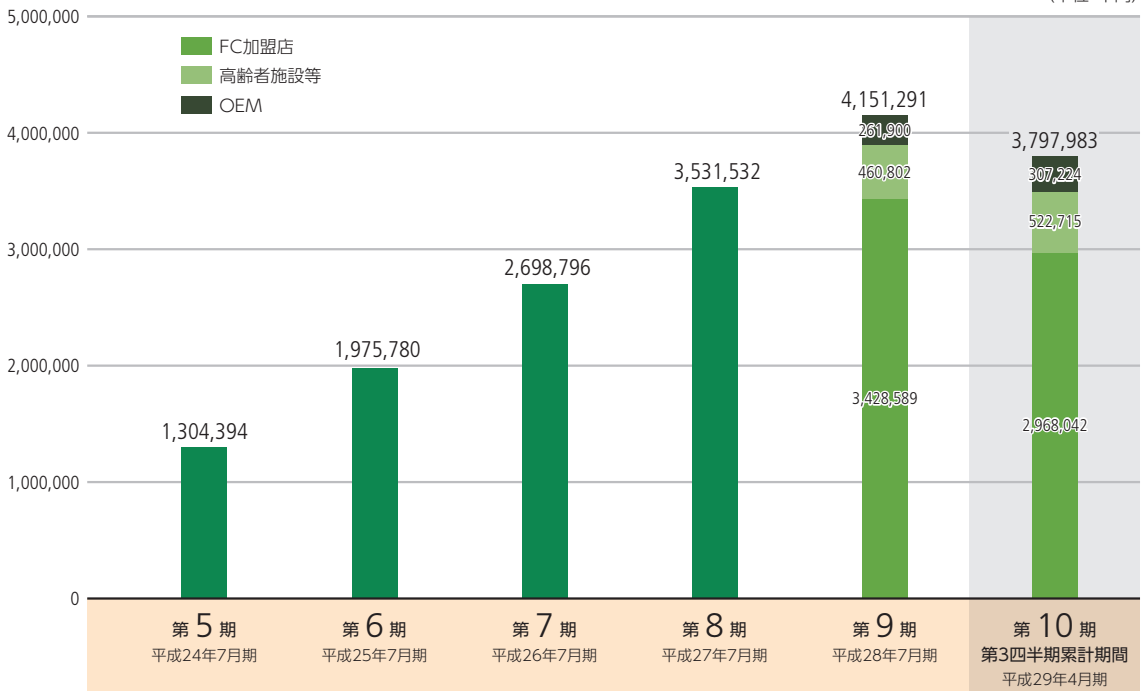
当社は、高齢者向け配食サービスのフランチャイズ本部の運営及びフランチャイズ加盟店（以下、「FC加盟店」という。）等への調理済み食材の販売を主な事業としております。

一人暮らしや要介護の高齢者には、自ら調理をすることや買い物に行くことが困難である等の理由で、手間をかけずに毎日の食事を用意したいというニーズが生じております。

当社はこうしたニーズに応えるため、配食サービスの仕組みを構築し運営するとともに、自社工場及び仕入先工場で製造された調理済み食材をFC加盟店等へ販売しております。

販売区分別売上高の推移

(単位:千円)



(注)売上高には、消費税等は含まれておりません。

販売先について

1 FC加盟店

当社は「まごころ弁当」と「配食のふれ愛」の2つのブランドによる配食店舗をフランチャイズ方式によりチェーン展開しております。当社はFC加盟店に対して経営指導を行うとともに、弁当の食材等を販売しております。

当社がFC加盟店に販売する食材は、主におかずとして調理された調理済み食材であり、FC加盟店が弁当用に炊飯する米や使用する消耗品等も一部販売しております。調理済み食材には、自社工場で製造された食材と、仕入先工場で製造された食材があり、日本全国のFC加盟店に対して販売を行っております。

各FC加盟店は、利用者である高齢者から指定の日時に応じた注文を受け、その他の見込み分を含めて当社から食材を仕入れております。各FC加盟店は、配食スケジュールに合わせて米を炊飯するとともに、当社から仕入れた食材を店舗で弁当容器に盛り付け、利用者の自宅に直接配達し、弁当代金を回収しております。弁当は、利用者の希望に合わせ、利用者が食べやすいように食材を細かく刻む等の個別対応も行っております。



店舗と配達用バイク



店舗での盛り付け

まごころ弁当の調理紹介



通常



一口大



刻み



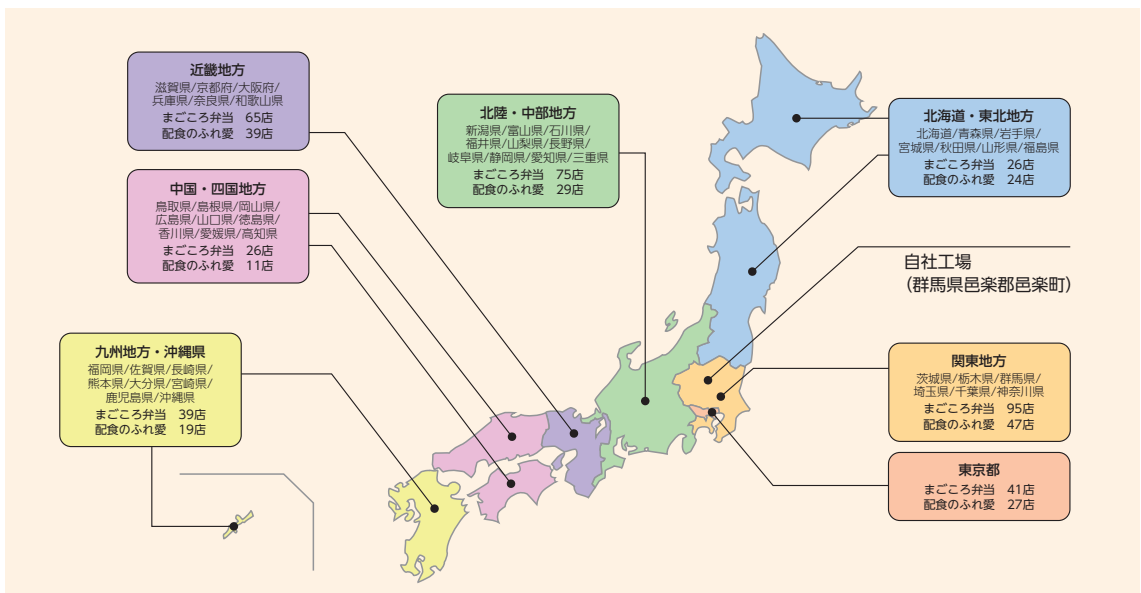
極小



極小のとりみ付き

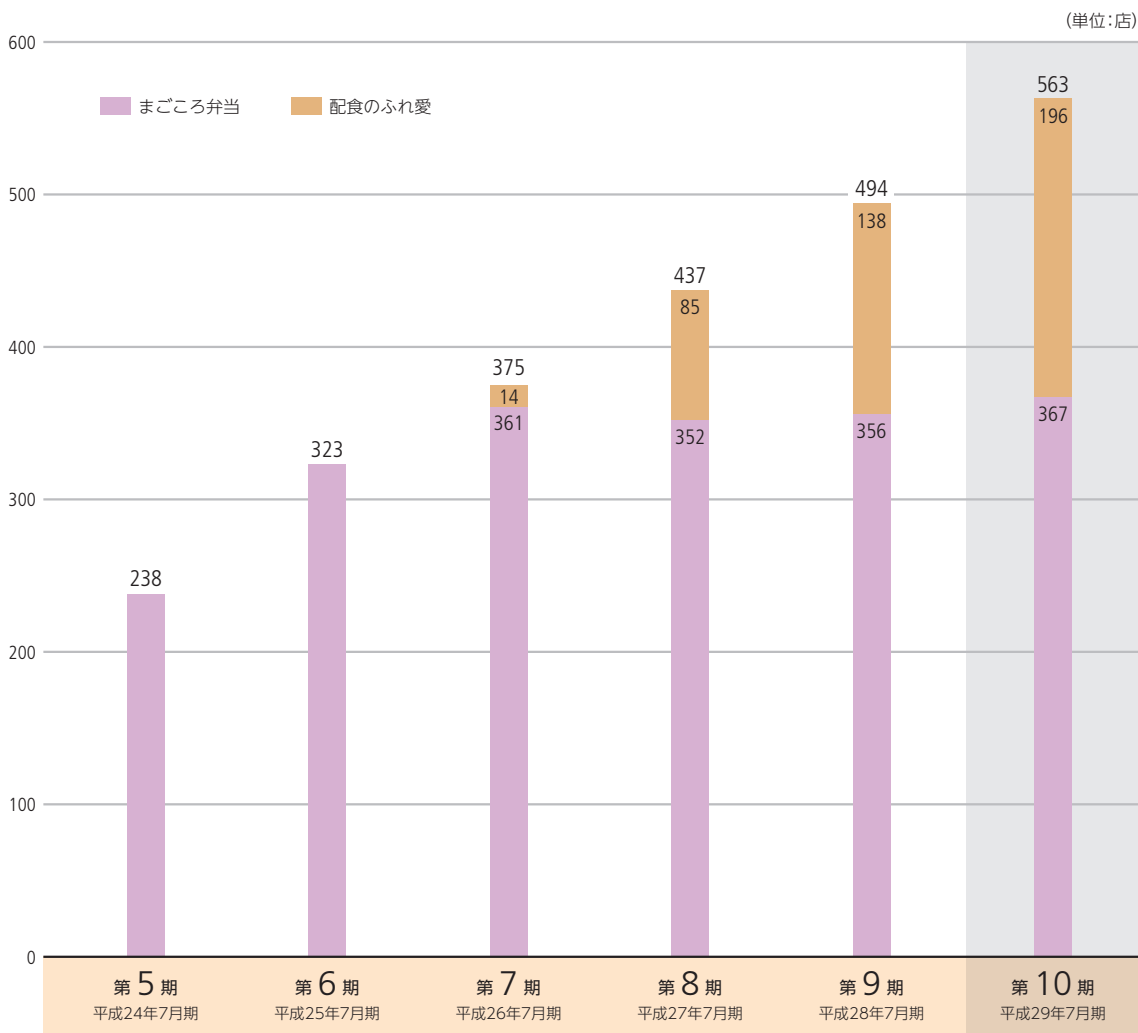
当社は各FC加盟店から食材代金とロイヤリティ等を回収しております。当社のFC加盟プランには、通常プランとゼロプラン(初期費用の一部とロイヤリティ等が無料)の2つがあり、食材代金とロイヤリティ等は各プランにおいて設定された条件に基づいて回収しております。

✓ FC店舗分布状況 (平成29年7月末現在)



なお、当社は現在直営店の運営を行っておらず、当社の高齢者向け配食サービスの店舗は全てFC加盟店であります。平成29年7月末現在、「まごころ弁当」367店舗、「配食のふれ愛」196店舗を展開しております。

FC加盟店の推移



2 高齢者施設等

当社は、自社工場で製造した食材及び仕入先工場から仕入れた食材を、高齢者向けの介護サービスを行っている老人ホーム、通所介護施設等(以下、「高齢者施設等」という。)に販売しております。各工場から出荷された食材は、発注元の高齢者施設等に近い当社のFC加盟店に高齢者自宅向け配食用の食材と一緒に配送され、FC加盟店から当該高齢者施設等に食材を配送しております(各工場からも直送あり)。高齢者施設等は当社に対して食材代金を支払い、当社はFC加盟店に対して、高齢者施設等への食材配送委託料を支払っております。

3 OEM

当社は、他の弁当配食事業者に対し、相手先ブランドにて販売される冷凍弁当を自社工場で製造し、卸販売しております。

食材供給体制について

当社の高齢者向け配食サービスは、日常食として高齢者に利用されております。そのため、毎日食べても飽きないような多くのメニューを日替わりで用意するとともに、飲み込む力が弱い、摂取カロリーの制限がある等高齢者のさまざまな状況に対応できるよう、当社の食材は、普通食に加え、カロリー調整食・低たんぱく食・ムース食・やわらか食といった、多様なラインアップを提供しております。

これらは、自社工場及び仕入先工場で製造されております。



普通食



ムース食



やわらか食

【4月】普通食献立表

日	献立	カロリー	たんぱく質	脂質	糖質	塩分
1	鶏肉の照り焼き、揚げ豆腐、ゆで卵、ゆで野菜、白米	280	25	15	45	1.5
2	豚肉のしょうが焼き、揚げ豆腐、ゆで卵、ゆで野菜、白米	280	25	15	45	1.5
3	牛肉のしょうが焼き、揚げ豆腐、ゆで卵、ゆで野菜、白米	280	25	15	45	1.5
4	鶏肉のしょうが焼き、揚げ豆腐、ゆで卵、ゆで野菜、白米	280	25	15	45	1.5
5	豚肉のしょうが焼き、揚げ豆腐、ゆで卵、ゆで野菜、白米	280	25	15	45	1.5
6	牛肉のしょうが焼き、揚げ豆腐、ゆで卵、ゆで野菜、白米	280	25	15	45	1.5
7	鶏肉のしょうが焼き、揚げ豆腐、ゆで卵、ゆで野菜、白米	280	25	15	45	1.5
8	豚肉のしょうが焼き、揚げ豆腐、ゆで卵、ゆで野菜、白米	280	25	15	45	1.5
9	牛肉のしょうが焼き、揚げ豆腐、ゆで卵、ゆで野菜、白米	280	25	15	45	1.5
10	鶏肉のしょうが焼き、揚げ豆腐、ゆで卵、ゆで野菜、白米	280	25	15	45	1.5
11	豚肉のしょうが焼き、揚げ豆腐、ゆで卵、ゆで野菜、白米	280	25	15	45	1.5
12	牛肉のしょうが焼き、揚げ豆腐、ゆで卵、ゆで野菜、白米	280	25	15	45	1.5

高齢者向け配食サービス
まごころ弁当

普通食献立例(4月)

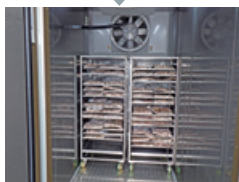
1 自社工場

当社は群馬県に自社工場(以下、「関東工場」という。)を保有しております。関東工場は、平成25年2月に取得、同年8月より稼働を開始しております。

関東工場においては、原材料を仕入れ、普通食及び冷凍弁当(普通食・カロリー調整食・低たんぱく食・やわらか食)等の食材を調理・製造しております。普通食の販売先としてはFC加盟店(関東地域の「まごころ弁当」)及び高齢者施設等であります。冷凍弁当は関東工場から全国のFC加盟店、高齢者施設等及びOEM委託先(指定の配送先)に販売しております。



1 原材料入荷



2 解冻



3 計量



4 加熱調理



5 冷却



6 充填



7 金属探知



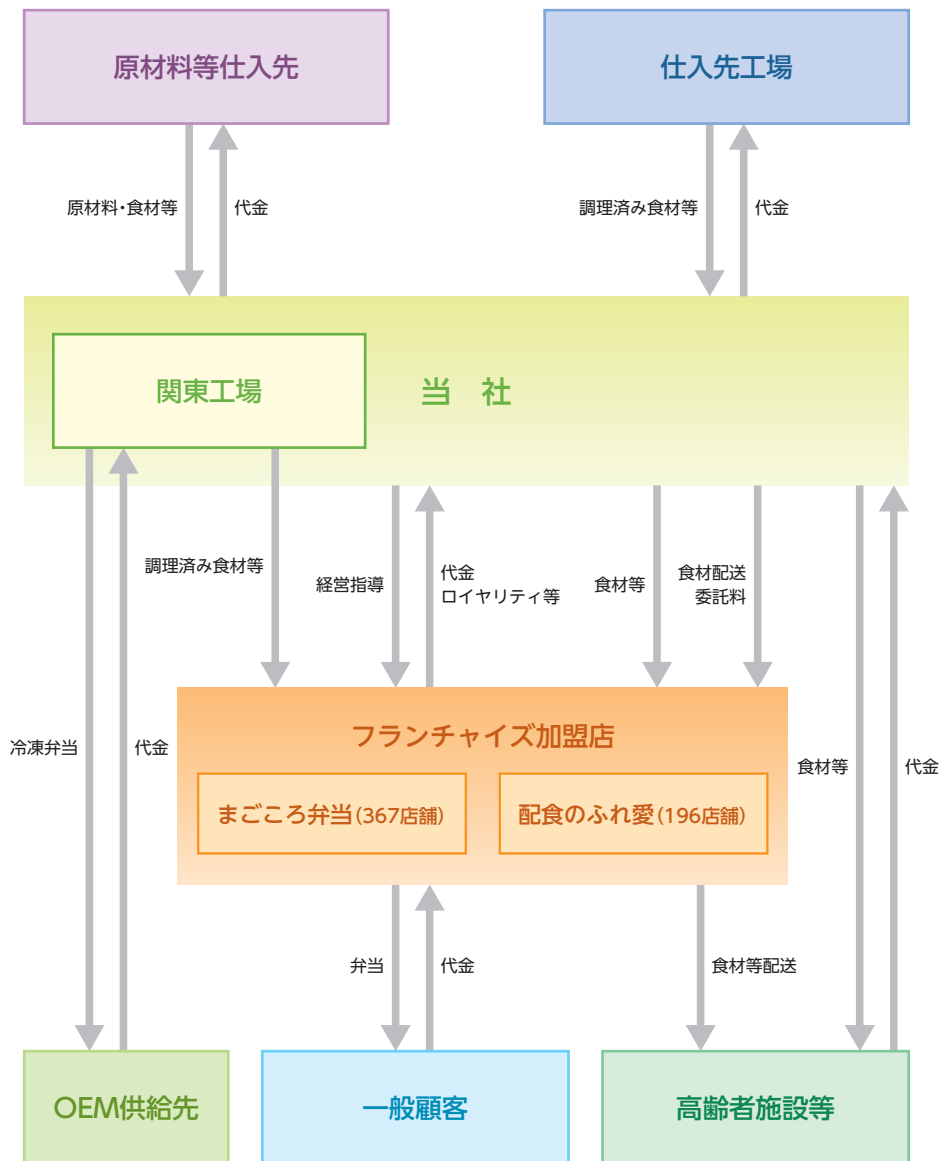
8 検品・出荷

2 仕入先工場

当社は、アイサービス株式会社及びその他の仕入先工場より調理済み食材（普通食、カロリー調整食、低たんぱく食及びムース食）を仕入れ、関東地域以外の「まごころ弁当」FC加盟店と全国の「配食のふれ愛」FC加盟店及び高齢者施設等に販売し、仕入先に対し食材代金を支払っております。仕入先工場で製造された食材は同工場よりFC加盟店（一部高齢者施設等）に直送しております。

事業系統図

以上述べた事項を事業系統図によって示すと以下のとおりであります。



(店舗数は平成29年7月末現在)

3 業績等の推移

提出会社の経営指標等

(単位:千円)

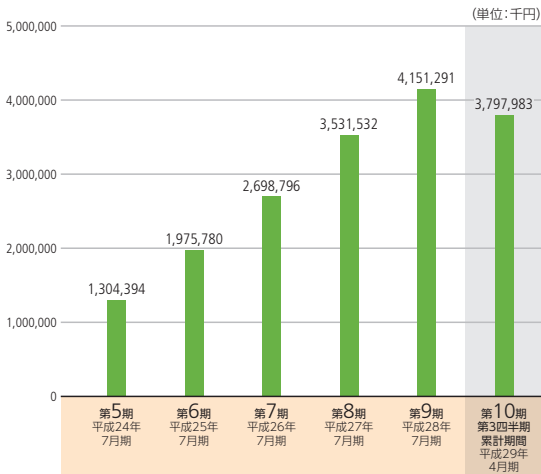
回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期 第3四半期
決算年月	平成24年7月	平成25年7月	平成26年7月	平成27年7月	平成28年7月	平成29年4月
売上高	1,304,394	1,975,780	2,698,796	3,531,532	4,151,291	3,797,983
経常利益	148,075	142,452	145,575	319,500	434,626	403,110
当期(四半期)純利益	89,575	93,877	101,885	209,964	301,268	265,369
持分法を適用した場合の投資利益	-	-	-	-	-	-
資本金	10,000	10,000	10,000	10,495	10,495	10,495
発行済株式総数 (株)	1,000	1,000	1,000	100,300	100,300	2,006,000
純資産額	122,048	215,926	318,461	529,415	830,684	1,096,054
総資産額	477,615	1,024,769	1,125,780	1,472,298	1,669,708	1,916,524
1株当たり純資産額 (円)	122,048.71	215,926.00	318,461.25	263.92	414.10	-
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期(四半期)純利益金額 (円)	89,575.18	93,877.30	101,885.56	104.97	150.18	132.29
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額 (円)	-	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	25.55	21.07	28.29	35.96	49.75	57.19
自己資本利益率 (%)	116.02	55.55	38.13	49.53	44.30	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	-	-	-	332,622	275,786	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	-	-	-	△95,663	△153,512	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	-	-	△103,246	△78,833	-
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高	-	-	-	459,672	503,113	-
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (人)	36 (13)	57 (16)	57 (50)	51 (66)	62 (81)	- (-)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

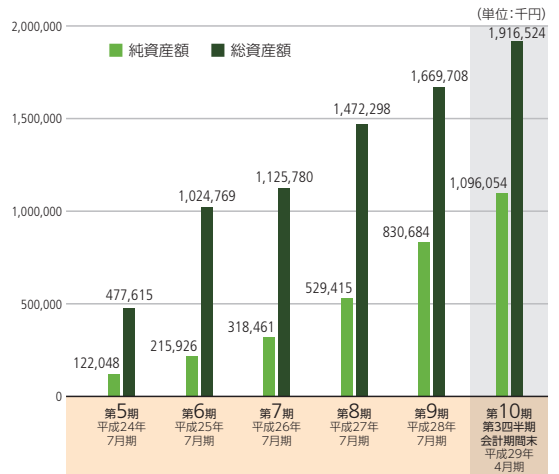
- 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
- 第5期、第6期及び第7期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第8期、第9期及び第10期第3四半期の潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
- 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
- 第8期及び第9期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人の監査を受けております。また、第10期第3四半期の四半期財務諸表については、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。なお、第5期、第6期及び第7期の財務諸表については、「会社計算規則」(平成18年財務省令第13号の規定に基づき算出した各数値を記載しており、太陽有限責任監査法人の監査を受けておりません。
- 第5期、第6期及び第7期については、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。
- 第10期第3四半期における売上高、経常利益、四半期純利益及び1株当たり四半期純利益金額については、第10期第3四半期累計期間の数値を、資本金、発行済株式総数、純資産額、総資産額及び自己資本比率については、第10期第3四半期会計期間末の数値を記載しております。
- 当社は、平成27年5月11日付で普通株式1株につき100株、平成29年3月4日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益金額は、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し算定しております。
- 当社は、平成27年5月11日付で普通株式1株につき100株、平成29年3月4日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)」の作成上の留意点について(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第5期、第6期及び第7期の数値(1株当たり配当額については全ての数値)については、太陽有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成24年7月	平成25年7月	平成26年7月	平成27年7月	平成28年7月
1株当たり純資産額 (円)	61.02	107.96	159.23	263.92	414.10
1株当たり当期純利益金額 (円)	44.79	46.94	50.94	104.97	150.18
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)

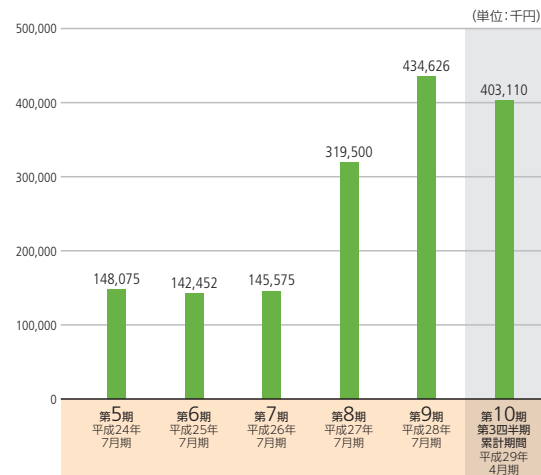
売上高



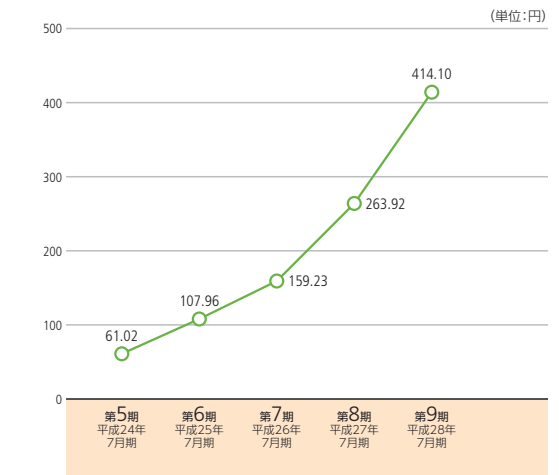
純資産額／総資産額



経常利益

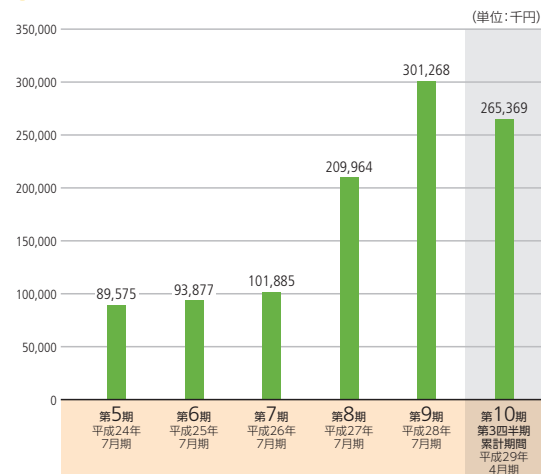


1株当たり純資産額

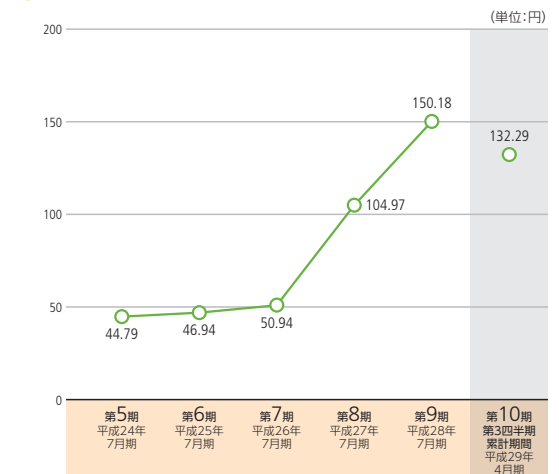


(注) 当社は、平成27年5月11日付で普通株式1株につき100株、平成29年3月4日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。上記では、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

当期(四半期)純利益



1株当たり当期(四半期)純利益金額



(注) 当社は、平成27年5月11日付で普通株式1株につき100株、平成29年3月4日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。上記では、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	4
第2 売出要項	5
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	5
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	6
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	7
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	8
募集又は売出しに関する特別記載事項	9
第二部 企業情報	10
第1 企業の概況	10
1. 主要な経営指標等の推移	10
2. 沿革	11
3. 事業の内容	12
4. 関係会社の状況	13
5. 従業員の状況	13
第2 事業の状況	14
1. 業績等の概要	14
2. 生産、受注及び販売の状況	16
3. 対処すべき課題	17
4. 事業等のリスク	18
5. 経営上の重要な契約等	21
6. 研究開発活動	21
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	22
第3 設備の状況	24
1. 設備投資等の概要	24
2. 主要な設備の状況	24
3. 設備の新設、除却等の計画	24
第4 提出会社の状況	25
1. 株式等の状況	25
2. 自己株式の取得等の状況	32
3. 配当政策	32
4. 株価の推移	32
5. 役員の状況	33
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	36

第5	経理の状況	42
1.	財務諸表等	43
(1)	財務諸表	43
(2)	主な資産及び負債の内容	75
(3)	その他	76
第6	提出会社の株式事務の概要	93
第7	提出会社の参考情報	94
1.	提出会社の親会社等の情報	94
2.	その他の参考情報	94
第四部	株式公開情報	95
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	95
第2	第三者割当等の概況	96
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	96
2.	取得者の概況	98
3.	取得者の株式等の移動状況	102
第3	株主の状況	103
	[監査報告書]	106

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 9月21日
【会社名】	株式会社シルバーライフ
【英訳名】	SILVER LIFE CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 清水 貴久
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿四丁目32番4号
【電話番号】	(03) 6300-5622 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 青沼 勝秀
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿四丁目32番4号
【電話番号】	(03) 6300-5622 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 青沼 勝秀
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 1,020,000,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 360,000,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 234,000,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	500,000（注）2.	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

- （注）
- 平成29年9月21日開催の取締役会決議によっております。
 - 発行数については、平成29年10月5日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
 - 当社は、みずほ証券株式会社に対し、上記発行数のうち5,000株を上限として、福利厚生を目的に、当社社員持株会（名称：シルバーライフ社員持株会）を当社が指定する販売先（親引け先）として要請する予定であります。なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。
 - 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
 - 上記とは別に、平成29年9月21日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式97,500株の第三者割当増資を行うことを決議しております。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2【募集の方法】

平成29年10月17日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成29年10月5日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	500,000	1,020,000,000	552,000,000
計（総発行株式）	500,000	1,020,000,000	552,000,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成29年9月21日開催の取締役会決議に基づき、平成29年10月17日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（2,400円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は1,200,000,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 平成29年10月18日(水) 至 平成29年10月23日(月)	未定 (注) 4.	平成29年10月24日(火)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成29年10月5日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成29年10月17日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成29年10月5日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成29年10月17日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成29年9月21日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成29年10月17日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成29年10月25日(水) (以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込み在先立ち、平成29年10月10日から平成29年10月16日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の本店並びに全国各支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 経堂支店	東京都世田谷区経堂一丁目21番13号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成29年10月24日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号		
丸三証券株式会社	東京都千代田区麹町三丁目3番6		
計	—	500,000	—

- (注) 1. 平成29年10月5日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
 2. 上記引受人と発行価格決定日(平成29年10月17日)に元引受契約を締結する予定であります。
 3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,104,000,000	10,000,000	1,094,000,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,400円)を基礎として算出した見込額であります。
 2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
 3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額1,094,000千円については、「1 新規発行株式」の(注)5.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限215,280千円と合わせた、手取概算額合計上限1,309,280千円について、冷凍冷蔵倉庫兼物流センター、社員寮及び当社第2食品製造工場の建設資金に充当する予定であります。

具体的には、以下の使途に使用する予定であります。

- ①冷凍冷蔵倉庫兼物流センターの建設資金に230,000千円(平成30年7月期)
- ②社員寮の建設資金に165,000千円(平成30年7月期)
- ③第2食品製造工場の建設資金に900,000千円(平成30年7月期に150,000千円、平成31年7月期に400,000千円、平成32年7月期に350,000千円)

上記以外の残額は、工場内の機械設備及び消耗品等、今後の食材製造設備の充実のための資金とし、各々の具体的な充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

- (注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成29年10月17日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	150,000	360,000,000	東京都小平市 清水 貴久 150,000株
計(総売出株式)	—	150,000	360,000,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（2,400円）で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 4.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売価格 (円)	引受額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証 金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 平成29年 10月18日(水) 至 平成29年 10月23日(月)	100	未定 (注) 2.	引受人及びその 委託販売先金融 商品取引業者の 本店並びに全国 各支店及び営業 所	東京都千代田区大手町一丁 目5番1号 みずほ証券株式会社	未定 (注) 3.

- (注) 1. 売価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1.と同様であります。
2. 売価格及び申込証金は、本募集における発行価格及び申込証金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受額は、本募集における引受額と同一となります。
3. 引受人の引受額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売価格決定日（平成29年10月17日）に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売価格と引受額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7.に記載した販売方針と同様であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	97,500	234,000,000	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社 97,500株
計(総売出株式)	—	97,500	234,000,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成29年9月21日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式97,500株の第三者割当増資の決議を行っております。また、みずほ証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（2,400円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）4. に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1.	自 平成29年 10月18日(水) 至 平成29年 10月23日(月)	100	未定 (注) 1.	みずほ証券株 式会社及びそ の委託販売先 金融商品取引 業者の本店並 びに全国各支 店及び営業所	—	—

(注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。

3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

4. みずほ証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し） (2) ブックビルディング方式」の（注）7. に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、みずほ証券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である清水貴久（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成29年9月21日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式97,500株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 97,500株
(2)	募集株式の払込金額	未定 (注) 1.
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注) 2.
(4)	払込期日	平成29年11月16日(木)

(注) 1. 募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、平成29年10月5日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額（会社法上の払込金額）と同一とする予定であります。

2. 割当価格は、平成29年10月17日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、平成29年10月25日から平成29年11月13日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である清水貴久並びに当社株主である株式会社近江屋は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後90日目の平成30年1月22日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後に主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。）等は行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成29年9月21日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成24年7月	平成25年7月	平成26年7月	平成27年7月	平成28年7月
売上高 (千円)	1,304,394	1,975,780	2,698,796	3,531,532	4,151,291
経常利益 (千円)	148,075	142,452	145,575	319,500	434,626
当期純利益 (千円)	89,575	93,877	101,885	209,964	301,268
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	10,000	10,000	10,000	10,495	10,495
発行済株式総数 (株)	1,000	1,000	1,000	100,300	100,300
純資産額 (千円)	122,048	215,926	318,461	529,415	830,684
総資産額 (千円)	477,615	1,024,769	1,125,780	1,472,298	1,669,708
1株当たり純資産額 (円)	122,048.71	215,926.00	318,461.25	263.92	414.10
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益金額 (円)	89,575.18	93,877.30	101,885.56	104.97	150.18
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	25.55	21.07	28.29	35.96	49.75
自己資本利益率 (%)	116.02	55.55	38.13	49.53	44.30
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	332,622	275,786
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△95,663	△153,512
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△103,246	△78,833
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	—	459,672	503,113
従業員数 (人)	36	57	57	51	62
(外、平均臨時雇用者数)	(13)	(16)	(50)	(66)	(81)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。

4. 第5期、第6期及び第7期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第8期及び第9期については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

6. 第8期及び第9期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人の監査を受けております。なお、第5期、第6期及び第7期の財務諸表については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、太陽有限責任監査法人の監査を受けておりません。

7. 第5期、第6期及び第7期については、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。

8. 当社は、平成27年5月11日付で普通株式1株につき100株、平成29年3月4日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額は、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し算定しております。
9. 当社は、平成27年5月11日付で普通株式1株につき100株、平成29年3月4日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。
- そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
- なお、第5期、第6期及び第7期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、太陽有限責任監査法人の監査を受けておりません。

		第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
		平成24年7月	平成25年7月	平成26年7月	平成27年7月	平成28年7月
1株当たり純資産額	(円)	61.02	107.96	159.23	263.92	414.10
1株当たり当期純利益金額	(円)	44.79	46.94	50.94	104.97	150.18
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2【沿革】

当社は、平成19年10月に現取締役の戸井丈嗣が、高齢者向け配食サービスを事業目的として設立いたしました。設立当初は直営店の運営から始まり、徐々に店舗数を増やしていきましたが、その後フランチャイズビジネスへの進出を図り、全直営店をフランチャイズ化し、フランチャイズ本部として高齢者向け配食サービス事業全体の運営を行うようになりました。

設立以来の当社の沿革は、以下のとおりであります。

年月	概要
平成19年10月	東京都世田谷区に株式会社シルバーライフ設立（資本金1万円）
平成19年11月	直営第1号店を東京都世田谷区に開業
平成21年4月	「まごころ弁当」フランチャイズチェーンを開始
平成22年6月	東京都新宿区に本店移転
平成23年5月	東京都世田谷区に本店移転
平成24年6月	高齢者施設等向け食材販売「まごころ食材サービス」を開始
平成24年11月	東京都小平市に本店移転
平成25年2月	群馬県邑楽郡邑楽町に自社工場を取得
平成25年8月	株式会社ネクストコミュニティを吸収合併
平成26年2月	「配食のふれ愛」フランチャイズチェーンを開始
平成26年4月	東京都新宿区西新宿六丁目に本店移転
平成26年4月	OEM販売を開始
平成26年10月	全直営店をフランチャイズ化
平成28年2月	自社工場（関東工場）でISO9001の認証を取得
平成28年3月	東京都新宿区西新宿四丁目に本店移転

3【事業の内容】

当社は、「我々シニアライフは、食の観点から誰もが安心して歳を重ねていける社会を作ります」を経営理念として、高齢者向け配食サービスのフランチャイズ本部の運営及びフランチャイズ加盟店（以下、「FC加盟店」という。）等への調理済み食材の販売を主な事業としております。

一人暮らしや要介護の高齢者には、自ら調理をすることや買い物に行くことが困難である等の理由で、手間をかけずに毎日の食事を用意したいというニーズが生じております。

当社はこうしたニーズに応えることをミッションとし、配食サービスの仕組みを構築し運営するとともに、自社工場及び仕入先工場で製造された調理済み食材をFC加盟店等へ販売しております。

なお、当社は、食材製造販売事業の単一セグメントであります。

(1) 販売先について

① FC加盟店

当社は「まごころ弁当」と「配食のふれ愛」の2つのブランドによる配食店舗をフランチャイズ方式によりチェーン展開しております。当社はFC加盟店に対して経営指導を行うとともに、弁当の食材等を販売しております。

当社がFC加盟店に販売する食材は、主におかずとして調理された調理済み食材であり、FC加盟店が弁当用に炊飯する米や使用する消耗品等も一部販売しております。調理済み食材には、自社工場で製造された食材と、仕入先工場で製造された食材があり、日本全国のFC加盟店に対して販売を行っております。

各FC加盟店は、利用者である高齢者から指定の日時に応じた注文を受け、その他の見込み分を含めて当社から食材を仕入れております。各FC加盟店は、配食スケジュールに合わせて米を炊飯するとともに、当社から仕入れた食材を店舗で弁当容器に盛りつけ、利用者の自宅に直接配達し、弁当代金を回収しております。弁当は、利用者の希望に合わせ、利用者が食べやすいように食材を細かく刻む等の個別対応も行っております。

当社は各FC加盟店から食材代金とロイヤリティ等を回収しております。当社のFC加盟プランには、通常プランとゼロプラン（初期費用の一部とロイヤリティ等が無料）の2つがあり、食材代金とロイヤリティ等は各プランにおいて設定された条件に基づいて回収しております。

なお、当社は現在直営店の運営を行っておらず、当社の高齢者向け配食サービスの店舗は全てFC加盟店であります。平成29年7月末現在、「まごころ弁当」367店舗、「配食のふれ愛」196店舗を展開しております。

② 高齢者施設等

当社は、自社工場で製造した食材及び仕入先工場から仕入れた食材を、高齢者向けの介護サービスを行っている老人ホーム、通所介護施設等（以下、「高齢者施設等」という。）に販売しております。各工場から出荷された食材は、発注元の高齢者施設等に近い当社のFC加盟店に高齢者自宅向け配食用の食材と一緒に配送され、FC加盟店から当該高齢者施設等に食材を配送しております（各工場からも直送あり）。高齢者施設等は当社に対して食材代金を支払い、当社はFC加盟店に対して、高齢者施設等への食材配送委託料を支払っております。

③ OEM

当社は、他の弁当配食事業者に対し、相手先ブランドにて販売される冷凍弁当を自社工場で製造し、卸販売をしております。

(2) 食材供給体制について

当社の高齢者向け配食サービスは、日常食として高齢者に利用されております。そのため、毎日食べても飽きないよう多くのメニューを日替わりで用意するとともに、飲み込む力が弱い、摂取カロリーの制限がある等高齢者のさまざまな状況に対応できるよう、当社の食材は、普通食に加え、カロリー調整食・低たんぱく食・ムース食・やわらか食といった、多様なラインアップを提供しております。

これらは、自社工場及び仕入先工場で製造されております。

① 自社工場

当社は群馬県に自社工場（以下、「関東工場」という。）を保有しております。関東工場は、平成25年2月に取得、同年8月より稼働を開始しております。

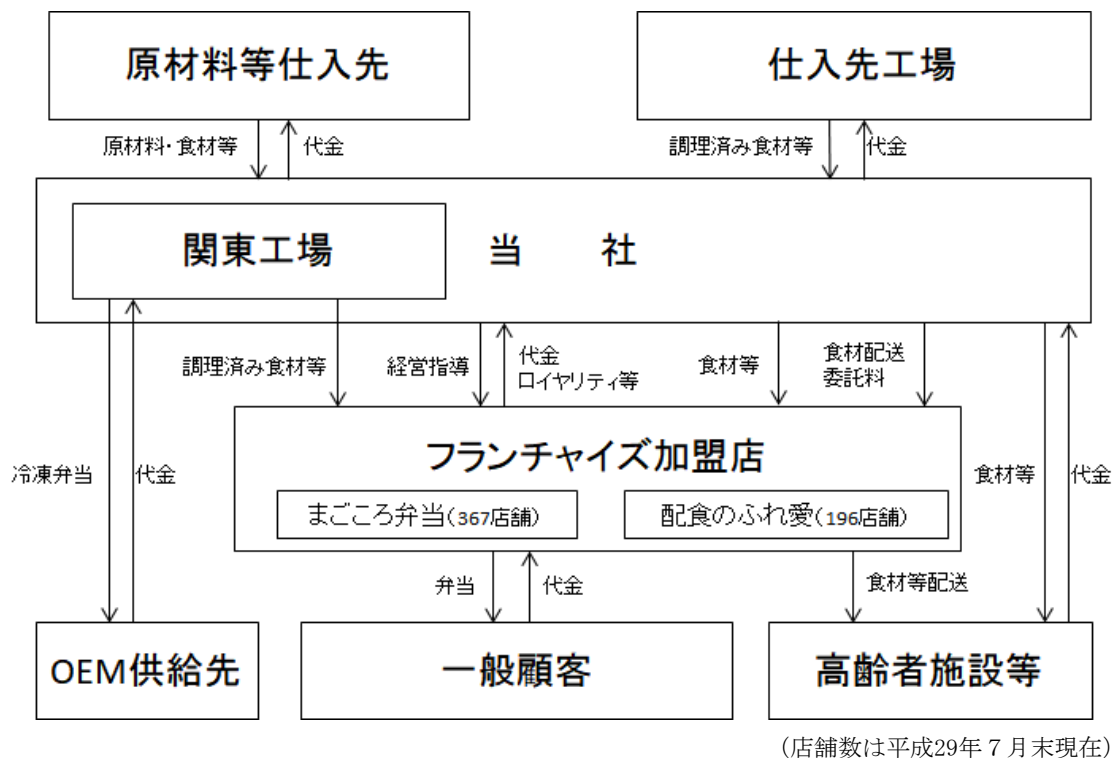
関東工場においては、原材料を仕入れ、普通食及び冷凍弁当（普通食・カロリー調整食・低たんぱく食・やわらか食）等の食材を調理・製造しております。普通食の販売先としてはFC加盟店（関東地域の「まごころ弁当」）及び高齢者施設等であります。冷凍弁当は関東工場から全国のFC加盟店、高齢者施設等及びOEM委託先（指定の配送先）に販売しております。

② 仕入先工場

当社は、アイサービズ株式会社及びその他の仕入先工場より調理済み食材（普通食、カロリー調整食、低たんぱく食及びムース食）を仕入れ、関東地域以外の「まごころ弁当」FC加盟店と全国の「配食のふれ愛」FC加盟店及び高齢者施設等に販売し、仕入先に対し食材代金を支払っております。仕入先工場で製造された食材は同工場よりFC加盟店（一部高齢者施設等）に直送しております。

[事業系統図]

以上述べた事項を事業系統図によって示すと以下のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成29年8月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
70(97)	35.1	2.5	3,998

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は食材製造販売事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載はしていません。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は、結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第9期事業年度(自 平成27年8月1日 至 平成28年7月31日)

当事業年度における我が国の経済は、企業収益や雇用情勢の改善が見られたものの、年初からの円高、株安などの影響により先行き不透明な状況で推移いたしました。

当社の属する高齢者向け配食サービス市場におきましても、高齢化の更なる進展や、社会保障費用の増大から公的補助の減額による高齢者施設等のサービス低下等が追い風となり、民間配食事業者の業績は順調に拡大しております。

このような状況下、当社におきましては、FC加盟店の積極的な出店、高齢者施設向けの食材販売の営業強化、OEM販売の新規顧客獲得、自社の関東工場の安定的な生産を図るための設備投資等、売上の増大を図ってまいりました。

その結果、当事業年度における売上高は4,151,291千円(前年同期比17.5%増)、営業利益は370,235千円(同34.2%増)、経常利益は434,626千円(同36.0%増)、当期純利益は301,268千円(同43.5%増)となりました。

当事業年度の業績は、以下のとおりであります。なお、当社は食材製造販売事業の単一セグメントであるため、販売区分別に記載しております。

①FC加盟店

フランチャイズチェーンを展開している高齢者向け配食事業では、「まごころ弁当」及び「配食のふれ愛」の2ブランドによる積極的な店舗展開を図ってまいりました。新たな試みとしてFC加盟店向けに従来の冷蔵弁当に加え冷凍弁当「気配り弁当」の提供も開始しました。

市場シェア(店舗数)拡大の施策として、FC加盟希望者の開業・運営コストを抑えるため、加盟金ゼロ、ロイヤリティゼロ、システム使用料ゼロの「ゼロプラン」を提供しております。

マーケティング戦略では、FC加盟希望者獲得の施策としてインターネット広告に加えて独立/開業情報誌への掲載を第3四半期より一層強化しました。この施策の成果もあり、FC加盟契約成立件数が年間で130件となりました。

当社の生産部門である関東工場に対する施策としては、売上増大に対応する安定的な生産を図るための設備投資を積極的に行いました。これらの施策により生産性が向上したため、製造量の増加に対応しながら関東工場を週1回休業(日曜休日)することができるようになりました。

以上により、FC加盟店向け食材販売における当事業年度の売上高は3,428,589千円となりました。

②高齢者施設等

高齢者施設向け食材販売では、介護報酬削減のため調理員を雇用し施設内で調理をする余裕がない施設が増加しており、民間配食事業者への依存が高まっていることから、積極的な営業を展開しております。

当社営業社員の増員による訪問頻度増加とカバーエリアの拡大、高齢者施設等への電話営業等の施策により、高齢者施設向け食材販売における当事業年度の売上高は460,802千円となりました。

③OEM

OEM販売におきましては、前事業年度に開始した冷凍弁当の販売が好調に推移しました。その結果、OEM販売における当事業年度の売上高は261,900千円となりました。

第10期第3四半期累計期間(自 平成28年8月1日 至 平成29年4月30日)

当第3四半期累計期間における我が国の経済は、政府の経済政策を背景に企業収益や雇用・所得環境の改善が続くなど緩やかな回復基調が続きました。しかしながら、中国をはじめとするアジア新興国や資源国の景気下振れや米国新政権による金融政策の動向及び影響等先行きは依然として不透明な状況となっております。

当社が属する高齢者向け宅配弁当業界におきましては、引き続き、高齢者人口及び一人暮らし高齢者世帯の増加等から、市場は拡大傾向にあります。

このような状況の下、当社におきましては、FC加盟店の積極的な出店、高齢者施設向けの食材販売の営業強化を行い、売上の増大を図ってまいりました。

その結果、当第3四半期累計期間における売上高は、3,797,983千円、営業利益は353,602千円、経常利益は403,110千円、四半期純利益は265,369千円となりました。

当第3四半期累計期間の業績は、以下のとおりであります。なお、当社は食材製造販売事業の単一セグメントであるため、販売区分別に記載しております。

①FC加盟店

フランチャイズチェーンを展開している高齢者向け配食事業では、「まごころ弁当」及び「配食のふれ愛」の2ブランドによる積極的な店舗展開を図ってまいりました。その結果店舗数は、当第3四半期会計期間末現在では、第2四半期末比28店舗の純増となり、2ブランド合計の店舗数は536店舗となりました。また、FC加盟店に対するSV（スーパーバイザー）の経営指導の継続、加盟店販促物コスト削減による店舗運営支援等の施策を行いました。これにより、FC加盟店向け販売における当第3四半期累計期間の売上高は2,968,042千円となりました。

②高齢者施設等

高齢者施設向け食材販売では、施設利用者に食事を提供する際に、施設内で調理せず外部に委託する高齢者施設が増加しております。このことから、高齢者施設に対し、特にFAXDMの反響が多かった九州地方を対象を絞った営業活動を積極的に行い、新規受注拡大に取り組みました。これにより、高齢者施設向け販売における当第3四半期累計期間の売上高は522,715千円となりました。

③OEM

OEM販売では、冷凍弁当販売の拡大を図るため、OEM提供先と定期的なメニュー改善の打合せを行いました。また、冷凍弁当の販売拡大に対応するための生産効率改善に努めました。これにより、OEM販売における第3四半期累計期間の売上高は307,224千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第9期事業年度(自平成27年8月1日至平成28年7月31日)

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、503,113千円(前年同期比9.5%増)となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、275,786千円(同17.1%減)となりました。

これは主に、税引前当期純利益424,740千円、減価償却費80,432千円及び法人税等の支払額181,548千円を計上したこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、153,512千円(同60.5%増)となりました。

これは主に、有形固定資産の取得による支出145,041千円及び無形固定資産の取得による支出19,616千円等があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、78,833千円(同23.6%減)となりました。

これは主に、長期借入れによる収入220,000千円及び長期借入金の返済による支出298,082千円等があったことによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

第9期事業年度及び第10期第3四半期累計期間の生産実績は、以下のとおりであります。なお、当社は食材製造販売事業の単一セグメントであり、販売区分ごとに製造を分けておりませんので販売区分別の記載はしていません。

セグメントの名称	第9期事業年度 (自 平成27年8月1日 至 平成28年7月31日)		第10期第3四半期累計期間 (自 平成28年8月1日 至 平成29年4月30日)
	金額(千円)	前年同期比 (%)	金額(千円)
食材製造販売事業	1,274,412	128.0	1,111,435
合計	1,274,412	128.0	1,111,435

- (注) 1. 金額は製造原価によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当社は、概ね受注から販売までの期間が短いため、受注状況に関する記載を省略しております。

(3) 販売実績

第9期事業年度及び第10期第3四半期累計期間における販売実績を販売区分別に示すと、以下のとおりであります。

販売区分の名称	第9期事業年度 (自 平成27年8月1日 至 平成28年7月31日)		第10期第3四半期累計期間 (自 平成28年8月1日 至 平成29年4月30日)
	金額(千円)	前年同期比 (%)	金額(千円)
F C加盟店	3,428,589	117.5	2,968,042
高齢者施設等	460,802	91.4	522,715
OEM	261,900	316.5	307,224
合計	4,151,291	117.5	3,797,983

- (注) 1. 当社は食材製造販売事業の単一セグメントであるため、販売区分別の販売実績を記載しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3. 主要な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績の10%以上の相手先がないため、記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

(1) 事業規模の拡大

当社は、自分で食事を作ることが困難になった高齢者を主な顧客基盤としており、全国の高齢者の方に食事を提供しております。この顧客基盤が当社のもっとも重要な資産と考えております。

当社の持つ顧客基盤を有効に活用するため、常日頃からサービスの向上と、配食事業に付随する新サービスを提供して行くことで、顧客基盤の拡大することをとおして規模の拡大を行っております。

当社は、さらに事業規模を拡大していくため、積極的なF C加盟店開発を行うことにより顧客基盤を強化し、収益拡大を図ってまいります。

(2) 新商品の開発

当社の主力商品は、「普通食」「カロリー調整食」「低たんぱく食」「ムース食」及び「やわらか食」であります。毎日食べるものなので、飽きのこないように当社関東工場日々新商品の開発と、レシピの改善を実施しております。今後さらに新商品の開発を進め、顧客の満足につながるよう努めてまいります。

(3) 人材の確保と育成

当社が長期的に成長を続けるためには人材の確保と育成が不可欠であると考えております。このため、当社の将来を担う人材を積極的に採用するとともに、能力の向上を目的とした社内外の教育・研修を実施して社員の育成を図ってまいります。

(4) 製造コスト削減

当社の属する高齢者向け配食サービスは競合による出店が相次いでおり、価格競争は年々厳しくなっております。

当社は、原材料を安定的に調達し、高品質な商品を安定した価格で供給する体制を確保することが、厳しい競争に勝ち抜くための重要な課題であると考えております。

このため、既存取引先との連携を強化しつつ、一方で新規取引先を常に開拓することにより、製造コスト削減に努めてまいります。

(5) システムの強化

当社の受発注管理や関東工場の製造管理において、システムの活用が重要な課題であると認識しております。今後も安心・安全が行き届いた店舗運営、生産体制の効率化、精度の高い業務管理、顧客の利便性向上のために、システム強化に取り組んでまいります。

(6) 衛生管理の徹底

近年、食品業界において、衛生管理上の問題の発生が相次いだことにより、企業に対する食品の安全性や品質管理に対する社会的な要請が強くなっております。

当社は食品を扱う企業として、食品の安全性の確保に取り組み、お客様に安心してご利用いただけることを何より優先しなければならない重要課題であると認識しております。

当社では、関東工場においては平成28年2月にISO9001の認証を取得し、また、F C加盟店では定期的に衛生検査を実施し、衛生管理指導を行う等により、衛生管理体制を整備してまいりました。今後も一層の衛生管理を徹底し、食品の安全性の確保に努めてまいります。

4 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 市場環境及び競合他社との競争について

当社の属する高齢者向け配食サービス市場は、高齢者人口の増加、社会保障費用の増加による自治体の補助費削減による民間への依存度拡大、配食サービスの浸透等により、堅調に拡大しております。今後もさらに拡大が見込める市場であると考えております。

当社は上記の市場環境を勘案して積極的な展開を図り、F C加盟店の拡大、高齢者施設向け食材販売や、OEMによる販売を含めた事業も展開し、当該市場においての地位確立に努めております。

しかしながら、市場に強い影響力を有する大手企業の参入や、食品小売業等、周辺の他業界並びに同業他社等との競争が激化した場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 法的規制について

当社の事業活動は、食品衛生法、中小小売商業振興法、私的独占の禁止及び公正取引確保に関する法律（通称「独占禁止法」）や、雇用等に係る各種の法令・規制等の適用を受けております。当社においては、コンプライアンスの重要性についての教育を行い、日常行動の基本的な考え方や判断基準を定めたコンプライアンス規程に基づき行動しております。しかしながら、今後これら法的規制の強化や新たな規制により事業活動が制限された場合、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社事業に関わる法規制のうち、特に影響が大きいと考えられるものは以下のとおりであります。

①食品衛生法について

当社は、高齢者向け配食サービス事業運営にあたって食品衛生法の規制を受けております。F C加盟店の出店にあたっては食品衛生法に基づき、管轄保健所を通じて営業許可を取得し、全てのF C加盟店に食品衛生責任者を配置しております。工場の運営にあっても、食品衛生法等を順守した衛生管理・品質管理等を行っております。

当社は今後においても食品衛生法を順守するため衛生管理に留意していく方針であります。万一食中毒等が発生した場合、行政機関による業務の停止処分が行われるとともに、損害賠償等により当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

②中小小売商業振興法及び独占禁止法について

当社は、フランチャイズチェーンの運営に関して「中小小売商業振興法」及び「独占禁止法」の規制を受けております。「中小小売商業振興法」においては、当社のフランチャイズ事業の内容や加盟契約内容等を記載した法定開示書面の事前交付が義務付けられております。また、「独占禁止法」においては当社がフランチャイズシステムによる営業を適切に実施する範囲を超えて、F C加盟店に対して正常な商習慣に照らし不利益を与えることを禁止しております。当社はこれらの法令を順守しておりますが、法令等の改廃、新たな法令等の制定により当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③パートタイマー・アルバイトの労働条件に係る法令等について

当社は、短時間労働者を多数雇用しておりますが、一定以上の労働時間を有する社会保険加入対象者については法令に従い全員加入をさせております。しかし、今後、短時間労働者の社会保険加入義務の適用範囲が拡大された場合には、保険料の増加等により、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。また、非正規社員等に対する正社員との均等処遇を目指した法改正等により労働コストが上昇した場合には、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(3) 食材仕入れについて

①食材価格の変動について

当社の製品の原材料は、野菜、肉魚類、穀物等の食材であります。食材の価格は国内外の商品市況に影響されて上下することがあります。また、食材は海外から輸入されるものがあるため、仕入価格は為替変動の影響を受けることがあります。

当社は、こうした仕入食材の価格上昇を極力抑えるため、国内の卸業者を通じて食材を調達し、同時に食材価格の変動による影響を一定程度吸収しております。その他、国内仕入業者を複数持つ、同じ食材の場合常に相見積りを取る、仕入価格の低い代替食材によるメニューの組み替えを適宜行う等の対策を行っております。

しかしながら、想定を超える大幅な市況の変化や為替変動が生じた場合には、食材費の高騰による製造原価上昇により、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

②製造委託先の依存度について

当社の商品は、関東工場で生産する以外は複数の製造委託先から仕入れており、主要取引先であるアイサービス株式会社からの仕入割合は、平成28年7月期において38.7%、平成29年7月期第3四半期累計期間においては40.3%となっております。

本書提出日現在において、同社とは良好な関係を継続しておりますが、同社の経営方針変更あるいは何らかの事由により、同社からの仕入が難しくなった場合には、委託先選定や変更に伴う一時的な商品供給の中断や、採算の悪化等により、当社の業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(4) 食の安全性について

近年、食品への異物混入による健康被害や食品の偽装表示、あるいはウィルス感染に起因する集団食中毒の発生等、消費者の「食の安全性」に対する業界の信頼を損なう問題が発生しております。当社は、安心・安全な食材を安定的に仕入れるため、食材の仕入先との信頼関係を構築するとともに、商品管理・衛生検査の徹底等に努めております。

しかしながら、当社の内外において、生産者や流通過程等による異物混入や虚偽表示等の事故・事件が発生した場合、顧客の食品一般に対する不信感や当社製品に対する信頼・信用の毀損等により、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) F C加盟店について

①店舗運営・経営内容について

当社はF C加盟店との間でフランチャイズチェーン加盟契約を締結し、食材の供給とS V等を通じた店舗運営指導や経営支援を行っております。しかしながら、フランチャイズチェーン展開が計画どおりに実現できない場合、食材販売売上やロイヤリティ収入が減少すること等があるととともに、当社の指導が及ばない範囲でF C加盟店等において当社ブランドに悪影響を及ぼすような事態が発生した場合、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、F C加盟店は個人事業者が多く、財務基盤は必ずしも安定していないため、経済状況や市場動向、災害、その他の事由によりF C加盟店の経営状況が悪化する事態となった場合、当社への未払金の増加やF C加盟店の撤退等により、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

②出店政策について

当社は、複数のインターネット広告とフランチャイズ専門の紙媒体広告等を用い、首都圏及び地方都市等でフランチャイズ説明会を実施し積極的なF C加盟店展開政策を取ってまいりました。

しかしながら、フランチャイズ加盟希望者が他フランチャイズチェーンに流れたり、新規参入等により高齢者向け配食サービス業界の競合が激化し当社フランチャイズチェーンの魅力が相対的に低下したりすること等により、計画どおりに新規出店が確保出来ない場合、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) システムトラブルについて

当社は、通信ネットワークやコンピュータシステムを使用し、商品の調達や販売等多岐にわたるオペレーションを実施しております。システムの運用・管理には万全を期しておりますが、想定外の自然災害や事故等により設備に甚大な被害があった場合や、コンピュータウィルスの不正侵入、または従業員の過誤等によるシステム障害が発生した場合は、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 個人情報の管理について

当社は、高齢者向け配食サービス事業の特性として、個人情報を多く取り扱っており、取扱者の限定、配布先の制限等、社内規程に則った厳重な管理体制の整備と周知徹底を課題として取り組んでおります。しかしながら、万一、システム障害等の事故や不正流出等により、情報が漏洩した場合には、法令違反、損害賠償等により、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 代表取締役への依存について

当社の代表取締役である清水貴久は、経営方針や事業戦略策定をはじめ中期経営計画立案及び推進、新規事業立案及び推進において重要かつ中心的な立場にあります。

現在、代表取締役に過度に依存しない経営体制となるよう権限委譲等を進めておりますが、何らかの事由により代表取締役の業務継続が難しくなった場合には、当社の事業及び経営内容・業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 人材の確保及び育成について

当社が安定的な成長を達成していくためには、優秀な人材の確保が必要であります。当社はF C加盟店の運営を指導する営業人員だけでなく、製造人員や栄養士等、さまざまな技能を有した人材を確保するため、新卒採用だけでなく、パート・アルバイトからの社員登用や、中途採用、海外実習生の活用等により、優秀な人材の獲得に取り組んでおります。また人材教育に関しては、実践的な技術指導を主に、社外研修等も利用して人材育成を行っております。当社は今後の事業拡大に応じて必要な人材の確保と育成に努めていく方針ですが、必要な人材の確保が計画どおり進まなかった場合、または人員の流出が生じた場合、人材の育成が想定どおり進まなかった場合には、競争力の低下や事業拡大の制約要因が生じ、当社の事業及び経営内容・業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 地震や台風等の災害、テロ活動等の発生について

当社の本社、工場及びF C加盟店出店地域において大規模な地震や台風等の災害が発生し、本社、工場及びF C加盟店の損壊、道路・通信網の寸断等により店舗運営並びに仕入・生産等が困難になった場合、一時的に営業活動が阻害される可能性があります。また、予期せぬ事故、暴動、テロ活動、新型インフルエンザ等、その他当社の仕入・流通網に影響する何らかの事故が発生した場合も同様に、一時的に営業活動が阻害される可能性があります。そのような事態が発生した場合、営業活動の停止により売上高が減少するとともに、被害の程度によっては修繕費等、多額の費用が発生する可能性があります、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 配当政策について

当社は過去の決算において利益を計上しておりますが、未だ成長過程にあることから、内部留保を充実させ経営基盤の安定化を図ると共に、事業拡大のための投資等によって一層の企業価値向上を図る方針であるため、設立以来配当を行っておりません。

しかしながら、株主に対する利益還元を重要な経営課題であると認識しており、今後については、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案し、株主に対する利益還元を検討してまいります。

(12) 新株予約権の発行について

当社におきましては、取締役及び従業員の業績向上へのインセンティブを高めることを目的として、ストックオプション制度を採用し、取締役及び従業員に新株予約権を付与しております。

これら新株予約権の権利が行使された場合は、新たに株式が発行されることにより、当社の既存の株主が有する1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。本書提出日現在におけるこれら新株予約権による潜在株式数は147,100株であり、発行済株式総数2,006,000株の7.3%に相当しております。

また、今後も同様のインセンティブ・プランを継続する可能性があり、今後付与される新株予約権が行使された場合にも、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

当社は、フランチャイズ加盟者との間で、「フランチャイズチェーン加盟契約書」を締結しております。契約内容の要旨は、以下のとおりであります。

名 称	フランチャイズチェーン加盟契約書	
内 容	当社がフランチャイズ本部となり、FC加盟店に対し「まごころ弁当」または「配食のふれ愛」の商標を使用し、フランチャイズ本部が開発したノウハウに基づきフランチャイズ本部が指定した地域で店舗を開業、運営する権利を付与する。	
契約期間	本契約の締結日から5年間	
契約条件	加 盟 金	50万円（消費税等別）
	保 証 金	40万円
	ロイヤリティ	店舗の月間売上の5%ただし上限は10万円（消費税等別）

(注) 契約条件は通常プランの場合であります。ゼロプランの場合、月額3万円の会費のほかは加盟金及びロイヤリティは無料、さらに連帯保証人がいる場合には保証金も無料となりますが、食材の卸値等が通常プランと異なります。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者より一定の会計基準の範囲内で見積りが行われている部分があり、資産・負債や収益・費用の数値に反映されています。これらの見積りについては、継続して評価し、必要に応じて見直しを行っていますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果はこれらと異なることがあります。当社の財務諸表を作成するにあたって採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載のとおりであります。

(2) 財政状態の分析

第9期事業年度(自 平成27年8月1日 至 平成28年7月31日)

(流動資産)

当事業年度末における流動資産は前事業年度末より138,911千円増加し、1,068,941千円となりました。これは主に売掛金が68,965千円、現金及び預金が43,440千円増加したことによるものであります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産は前事業年度末より58,498千円増加し、600,767千円となりました。これは主に有形固定資産が49,442千円増加したことによるものであります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債は前事業年度末より34,452千円減少し、604,793千円となりました。これは主に買掛金が37,091千円増加した一方で、未払法人税等が68,339千円減少したことによるものであります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債は前事業年度末より69,405千円減少し、234,230千円となりました。これは主にリース債務が2,839千円増加した一方で、長期借入金が71,456千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産は301,268千円増加し、830,684千円となりました。これは利益剰余金が301,268千円増加したことによるものであります。

第10期第3四半期累計期間(自 平成28年8月1日 至 平成29年4月30日)

(流動資産)

当第3四半期会計期間末における流動資産は前事業年度末より151,288千円増加し、1,220,229千円となりました。

これは主に、現金及び預金が41,749千円及び売掛金が67,122千円それぞれ増加したこと等によるものであります。

(固定資産)

当第3四半期会計期間末における固定資産は前事業年度末より95,527千円増加し、696,294千円となりました。

これは主に、有形固定資産が72,599千円及び無形固定資産が16,624千円それぞれ増加したこと等によるものであります。

(流動負債)

当第3四半期会計期間末における流動負債は前事業年度末より42,008千円増加し、646,802千円となりました。

これは主に、買掛金が43,250千円及び未払法人税等が29,652千円それぞれ増加したこと等によるものであります。

(固定負債)

当第3四半期会計期間末における固定負債は前事業年度末より60,561千円減少し、173,668千円となりました。

これは主に、長期借入金が67,920千円減少したこと等によるものであります。

(純資産)

当第3四半期会計期間末における純資産は前事業年度末より265,369千円増加し、1,096,054千円となりました。

これは利益剰余金が265,369千円増加したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

第9期事業年度(自平成27年8月1日至平成28年7月31日)

当事業年度における業績は、主力事業であるフランチャイズチェーンを展開している高齢者向け配食事業で、積極的な店舗展開を進めたことにより、前事業年度末比57店舗の純増となったこと、高齢者施設等向け食材販売では、民間配食業者への依存が高まっていることを背景に売上が伸びたことで、売上高は4,151,291千円(前年同期比17.5%増)となりました。

売上増に伴う当期商品仕入高及び当期製品製造原価等による売上原価の増加から、売上総利益は1,026,727千円(同16.6%増)となりました。

販売費及び一般管理費は、主に売上増加のためのFC加盟店の募集広告、一般顧客への商品広告等の広告宣伝費を増やしたこと等から、656,492千円となり、営業利益は370,235千円(同34.2%増)となりました。受取補償金等の営業外収益が増加したこと等により、経常利益は434,626千円(同36.0%増)となりました。

特別損失で関東工場の陳腐化した設備を固定資産除却損に計上したこと等により、税引前当期純利益は424,740千円、法人税等を123,471千円計上したことから、当期純利益は301,268千円(同43.5%増)となりました。

第10期第3四半期累計期間(自平成28年8月1日至平成29年4月30日)

当第3四半期累計期間における業績は、主力事業であるフランチャイズチェーンを展開している高齢者向け配食事業で、積極的な店舗展開を進めたことにより、第2四半期末比28店舗の純増となったこと、FC加盟店の継続的な営業活動により、既存店舗の売上が堅調に伸びていること、高齢者施設等向け食材販売では、FAXDM等の営業活動が奏功し、販売先施設数を伸ばしたことから、売上高は3,797,983千円となりました。

売上増に伴う当期商品仕入高及び当期製品製造原価等による売上原価の増加から、売上総利益は995,393千円となりました。

販売費及び一般管理費は、主に売上増加のためのFC加盟店の募集広告、一般顧客への商品広告等の広告宣伝費を増やしたこと等から641,790千円となり、営業利益は353,602千円となりました。受取補償金等の営業外収益が増加したこと等により、経常利益は403,110千円となりました。

税引前四半期純利益は402,811千円、法人税等合計を137,441千円計上したことから、四半期純利益は265,369千円となりました。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社は、「4 事業等のリスク」に記載のとおり、食品の安全性への信頼を揺るがす事故・事件の発生等、様々なリスク要因が当社の経営成績に重要な影響を与える可能性があることを認識しております。

そのため、当社は、定期的な第三者機関による品質・安全性の検査の実施等により、経営成績に重要な影響を与えるリスク要因を分散し、リスクの発生を抑え、適切に対応していく所存であります。

(5) 経営戦略の現状と見通し

経営戦略の現状と見通しについては、「1 業績等の概要」及び「3 対処すべき課題」として開示しております。

(6) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の資本の財源及び資金の流動性についての分析につきましては、「1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

高齢化が急速に進む我が国において、当社の属する高齢者向け配食サービス市場は年々拡大しているため、当社の業績も順調に推移しておりますが、昨今は隣接業界からの参入が相次いでおり、競争環境は非常に厳しくなっております。

このような環境の中で継続的な成長をするためには、スピード経営が非常に重要であると認識しております。今後も経営環境の変化を先取りする事業運営を行い、当社の強みを発揮するよう取り組んでまいります。

当社の特徴であり強みは、顧客の嗜好にあったメニューの開発から、自社工場による商品の製造、そして全国に500店舗を超えるFC加盟店を通じた商品配送まで、一貫したサービスをご提供できることであります。売上の拡大を図るためには、それぞれの段階での改善や効率化を進めていき、当社の企業価値を有機的に高めていくことが重要課題であると考えております。

一方で、当社は社会インフラをサポートするという側面を持っております。当社の主要な顧客である高齢者の皆様の安心・安全を第一に考えた企業であることを社員全員に徹底してまいります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第9期事業年度（自 平成27年8月1日 至 平成28年7月31日）

当事業年度の設備投資等につきましては、記載すべき重要な事項はありません。

第10期第3四半期累計期間（自 平成28年8月1日 至 平成29年4月30日）

当第3四半期累計期間の設備投資等につきましては、記載すべき重要な事項はありません。

2【主要な設備の状況】

当社の主要な設備は、以下のとおりであります。

平成28年7月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
		建物 (千円)	機械及び装置 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	リース資産 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都新宿区)	業務統括設備	3,261	—	— (—)	1,502	8,433	13,197	37 (1)
関東工場 (群馬県邑楽郡邑楽町)	食品製造設備	228,341	185,781	34,787 (3,828.59)	1,502	5,116	455,529	22 (77)
コールセンター (群馬県邑楽郡邑楽町)	業務統括設備	—	—	— (—)	751	252	1,003	3 (3)
世田谷狛江店 (東京都世田谷区)	賃貸店舗設備	32,091	—	10,600 (278.48)	—	—	42,691	—

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、車両運搬具及び工具、器具及び備品であります。なお、金額には消費税等を含めておりません。

2. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外数で記載しております。

3. 当社は食品製造販売事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】（平成29年8月31日現在）

当社の設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

なお、最近日現在における重要な設備の新設、改修計画は以下のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
冷凍冷蔵倉庫兼物流 センター (群馬県邑楽郡千代田町)	冷凍・冷蔵倉庫	350,000	116,162	自己資金、 増資資金及 び借入金	平成28年 5月	平成29年 10月	(注) 2
社員寮 (群馬県邑楽郡邑楽町)	社員寮	200,000	30,160	自己資金、 増資資金及 び借入金	平成29年 4月	平成30年 2月	(注) 2
第2食品製造工場 (未定)	食品製造設備	1,000,000	—	自己資金、 増資資金及 び借入金	平成29年 12月以降	平成32年 8月以降	(注) 2

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

3. 当社は食品製造販売事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

特記すべき重要な事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,000,000
計	8,000,000

(注) 平成29年2月15日開催の取締役会決議により、平成29年3月4日付で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は7,000,000株増加し、8,000,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,006,000	非上場	権利内容に何ら制限のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	2,006,000	—	—

(注) 1. 平成29年2月15日開催の取締役会決議により、平成29年3月4日付で普通株式を1株につき20株の株式分割を行っております。これにより発行済株式数は1,905,700株増加し、2,006,000株となっております。

2. 平成29年3月15日開催の臨時株主総会議により、平成29年3月15日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、以下のとおりであります。

① 第1回新株予約権 平成27年5月20日臨時株主総会議決議(平成27年5月20日取締役会決議)

	最近事業年度末現在 (平成28年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年8月31日)
新株予約権の数(個)	1,755(注)1	1,585(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,755(注)1	31,700(注)1,5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,300(注)2	165(注)2,5
新株予約権の行使期間	自平成29年5月21日 至平成37年5月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,300 資本組入額 1,650	発行価格 165(注)5 資本組入額 83(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は20株であります。

新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 新株予約権の割当日後、次の各事由が生じたときは、各算式により調整された行使価額に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げる。

- (1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で募集株式を発行（株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む。）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）する場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数に読み替えるものとする。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とする。

- (3) 当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、または当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 新株予約権の権利行使の条件

新株予約権者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由の存する場合で、取締役会が認めた場合はこの限りでない。また、新株予約権の相続を認めないものとする。

4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社が消滅会社となる合弁契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、または当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議）がなされたとき、並びに株式移転の議案につき株主総会の決議がなされたときは、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

- (2) 新株予約権者が、「新株予約権の行使の条件」に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合若しくは新株予約権者が死亡した場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができるものとする。

5. 平成29年3月4日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

② 第2回新株予約権 平成28年2月15日臨時株主総会決議（平成28年2月15日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成28年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年8月31日)
新株予約権の数(個)	3,840(注)1	3,470(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,840(注)1	69,400(注)1,5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	9,900(注)2	495(注)2,5
新株予約権の行使期間	自平成30年2月16日 至平成38年2月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 9,900 資本組入額 4,950	発行価格 495(注)5 資本組入額 248(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は20株であります。

新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 新株予約権の割当日後、次の各事由が生じたときは、各算式により調整された行使価額に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げる。

(1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が時価を下回る価額で募集株式を発行(株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権(新株予約権付社債も含む。)の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。)する場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数に読み替えるものとする。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とする。

(3) 当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、または当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 新株予約権の権利行使の条件

新株予約権者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病

に起因する退職、及び転籍その他正当な理由の存する場合で、取締役会が認めた場合はこの限りでない。また、新株予約権の相続を認めないものとする。

4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

(1) 当社が消滅会社となる合弁契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、または当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議）がなされたとき、並びに株式移転の議案につき株主総会の決議がなされたときは、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

(2) 新株予約権者が、「新株予約権の行使の条件」に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合若しくは新株予約権者が死亡した場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができるものとする。

5. 平成29年3月4日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

③ 第3回新株予約権 平成28年10月28日定時株主総会決議（平成28年10月28日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成28年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年8月31日)
新株予約権の数(個)	—	2,300(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	—	46,000(注)1,5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	—	1,295(注)2,5
新株予約権の行使期間	—	自平成30年10月29日 至平成38年10月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	—	発行価格 1,295(注)5 資本組入額 648(注)5
新株予約権の行使の条件	—	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	—	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、20株であります。

新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 新株予約権の割当日後、次の各事由が生じたときは、各算式により調整された行使価額に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げる。

(1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が時価を下回る価額で募集株式を発行(株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権(新株予約権付社債も含む。)の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。)する場合

$$\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}$$

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times$$

$$\frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数に読み替えるものとする。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とする。

- (3) 当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、または当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 新株予約権の権利行使の条件

新株予約権者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由の存する場合で、取締役会が認めた場合はこの限りでない。また、新株予約権の相続を認めないものとする。

4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社が消滅会社となる合弁契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、または当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議）がなされたとき、並びに株式移転の議案につき株主総会の決議がなされたときは、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

- (2) 新株予約権者が、「新株予約権の行使の条件」に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合若しくは新株予約権者が死亡した場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができるものとする。

5. 平成29年3月4日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成27年 5月11日 (注) 1.	99,000	100,000	—	10,000	—	—
平成27年 7月23日 (注) 2.	300	100,300	495	10,495	495	495
平成29年 3月 4日 (注) 3.	1,905,700	2,006,000	—	10,495	—	495

(注) 1. 株式分割によるもの (1 : 100) であります。

2. 有償第三者割当

割当先 シルバーライフ社員持株会

発行価格 3,300円

資本組入額 1,650円

3. 株式分割によるもの (1 : 20) であります。

(5) 【所有者別状況】

平成29年 8月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状 況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その 他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	2	3	—
所有株式 数 (単元)	—	—	—	10,000	—	—	10,060	20,060	—
所有株式数 の割合 (%)	—	—	—	49.9	—	—	50.1	100.0	—

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成29年 8月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 2,006,000	20,060	権利内容に何ら制限 のない、当社におけ る標準となる株式で あります。なお、単 元株式数は100株であ ります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	2,006,000	—	—
総株主の議決権	—	20,060	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

(第1回新株予約権)

会社法に基づき、平成27年5月20日臨時株主総会終結の時に在任する当社取締役及び同日現在在籍する当社従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成27年5月20日の臨時株主総会及び同日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成27年5月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 3 従業員 31
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 付与対象者のうち、当社取締役就任による区分変更及び退職による権利喪失等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役3名、従業員24名の合計27名となっております。

(第2回新株予約権)

会社法に基づき、平成28年2月15日臨時株主総会終結の時に在任する当社取締役及び同日現在在籍する当社従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成28年2月15日の臨時株主総会及び同日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成28年2月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 4 従業員 37
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 付与対象者のうち、当社取締役就任による区分変更及び退職による権利喪失等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役4名、従業員32名の合計36名となっております。

(第3回新株予約権)

会社法に基づき、平成28年10月28日定時株主総会終結の時に在任する当社取締役及び同日現在在籍する当社従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成28年10月28日の定時株主総会及び同日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成28年10月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 4 従業員 43
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 付与対象者のうち、退職による権利喪失等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役4名、従業員40名の合計44名となっております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】
該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題であると認識しております。しかしながら、現状におきましては、未だ成長過程にあることから、内部留保を充実させ経営基盤の安定化を図ると共に、事業拡大のための投資等によって一層の企業価値向上を図る方針であるため、過去において配当を行っておりません。

現時点において、配当実施の時期等については未定であります。適宜、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案し、内部留保とのバランスを取りつつ、配当の実施を検討してまいります。また、内部留保資金につきましても、業容拡大のための設備投資資金等として有効に活用していく所存であります。

剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としておりますが、将来的な中間配当の実施に備え、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。なお、これら剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性 9名 女性 1名 (役員のうち女性の比率 1%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	—	清水 貴久	昭和49年7月31日生	平成10年4月 警視庁入庁 平成11年9月 株式会社ベンチャーリンク入社 平成14年2月 有限会社マーケット・イン設立 代表取締役 平成21年9月 当社入社 F C 開発部長 平成24年9月 当社代表取締役社長 (現任)	(注) 3	2,000,000 (注) 5
取締役	営業部長	戸井 丈嗣	昭和52年7月15日生	平成13年4月 株式会社ガイア入社 平成14年6月 有限会社マーケット・イン入社 平成19年10月 当社設立 代表取締役 平成24年9月 当社代表取締役辞任 当社取締役営業部長 (現任)	(注) 3	—
取締役	管理部長	青沼 勝秀	昭和39年6月23日生	平成元年4月 株式会社北海道ニチイ (現株式 会社イオン北海道) 入社 平成13年4月 株式会社ザ ニドム入社 平成14年7月 ソデッソジャパン株式会社 (現 株式会社LEOC) 入社 平成15年10月 株式会社レオックジャパン (現 株式会社LEOC) 転籍 平成17年4月 株式会社レオックオペレーショ ン転籍 平成19年4月 株式会社LEOC転籍 平成21年4月 株式会社レオックヒューマンケ ア転籍 平成22年9月 株式会社レオックジャパン転籍 平成22年9月 株式会社レオックフーズ転籍 管理担当執行役員 平成22年12月 ソーダニッカ株式会社入社 平成27年12月 当社入社 平成28年3月 当社取締役管理部長 (現任)	(注) 3	—
取締役	生産部長	大瀬 安昭	昭和30年8月27日生	昭和53年4月 株式会社すかいらく入社 平成2年10月 有限会社イズミ農園入社 平成12年6月 株式会社くらコーポレーション 入社 平成13年9月 株式会社コスモフーズ入社 平成14年11月 明星外食事業株式会社入社 平成19年10月 株式会社SGM入社 平成21年8月 株式会社コロワイドMD入社 平成24年10月 当社入社 平成28年10月 当社取締役生産部長 (現任)	(注) 3	—
取締役	—	中谷 顯嗣	昭和52年7月5日生	平成13年4月 株式会社NMS入社 平成17年7月 有限会社記帳屋設立 代表取締 役 (現任) 平成24年5月 当社取締役 (現任) 平成26年5月 株式会社ゼファー取締役 (現 任)	(注) 3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	—	清田 滋	昭和25年12月21日生	昭和49年7月 株式会社ジャパンマーケティングリサーチ入社 昭和53年11月 株式会社TVBサンチェーン(現株式会社ローソン)入社 昭和62年5月 同社取締役 平成13年3月 株式会社ローソンATMネットワーク取締役 平成14年2月 株式会社ローソンCSカード代表取締役 平成14年5月 株式会社ローソン執行役員 平成17年5月 株式会社ローソンチケット代表取締役副社長 平成19年4月 株式会社富士薬品特別顧問 平成19年6月 同社 常務取締役 平成19年11月 株式会社ドラッグストアバイゴー代表取締役社長 平成22年4月 株式会社オフィスぼうせん設立代表取締役 平成28年10月 当社取締役(現任)	(注) 3	—
常勤監査役	—	川内 慎二	昭和32年3月24日生	昭和54年7月 株式会社東京ムービー(現株式会社トムス・エンタテインメント)入社 昭和62年5月 株式会社栄光ゼミナール(現株式会社栄光)入社 平成4年10月 株式会社奎星社入社 平成4年10月 財団法人日本立地センター(現一般財団法人日本立地センター) 客員研究員 平成9年6月 本多通信工業株式会社入社 平成25年8月 当社常勤監査役(現任)	(注) 4	—
監査役	—	奥津 泰彦	昭和44年6月2日生	平成9年10月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入所 平成14年6月 公認会計士登録 平成20年2月 奥津公認会計士事務所開設 代表(現任) 平成21年10月 株式会社もりぞう監査役 平成23年9月 税理士登録 平成23年12月 スパイシーソフト株式会社入社 経営管理部長 平成24年6月 スパイシーソフト株式会社監査役 平成25年12月 株式会社バンク・オブ・イノベーション常勤監査役(現任) 平成27年7月 当社監査役(現任) 平成29年3月 株式会社アルフリードゲームス代表取締役(現任)	(注) 4	—
監査役	—	深町 周輔	昭和51年1月23日生	平成16年10月 弁護士登録 弁護士法人かすが総合入所 平成23年1月 フォーサイト総合法律事務所入所 平成24年1月 フォーサイト総合法律事務所ジュニア・パートナー弁護士 平成25年1月 フォーサイト総合法律事務所パートナー弁護士(現任) 平成25年12月 株式会社バンク・オブ・イノベーション監査役(現任) 平成27年7月 当社監査役(現任) 平成28年3月 株式会社富士山マガジンサービス監査役(現任)	(注) 4	—
計						2,000,000

- (注) 1. 取締役中谷顯嗣及び清田滋は、社外取締役であります。
2. 監査役川内慎二、奥津泰彦及び深町周輔は、社外監査役であります。
3. 平成29年3月15日開催の臨時株主総会終結の時から、平成29年7月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 平成29年3月15日開催の臨時株主総会終結の時から、平成32年7月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
5. 代表取締役社長清水貴久の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社近江屋が所有する株式数を含んでおります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、公正で透明性の高い経営を行い、企業価値を継続的に高め企業の社会的責任を果たし、当社のすべてのステークホルダー（利害関係者）から信頼を得ることをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。また、コンプライアンスの徹底を図るとともに、積極的かつ迅速な情報開示による透明性・健全性の向上と効率経営を実現するための施策並びに組織体制の継続的な改善・強化に努めております。

① 企業統治の体制

イ. 企業統治の体制の概要

a. 取締役会

当社の取締役会は、取締役6名（うち社外取締役2名）で構成され、当社の重要な業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する機能を有しております。

取締役会は、毎月1回の定例取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速かつ効率的な経営監視体制をとっております。また、経営に関する牽制機能を果たすべく、監査役が取締役会に出席しております。

b. 監査役会

当社は、監査役会設置会社であります。監査役会は、常勤監査役1名（社外監査役）と非常勤監査役2名（社外監査役）で構成され、ガバナンスのあり方とその運用状況を監視し、取締役会への出席に加え、常勤監査役を中心に、日常的活動を含む取締役の職務執行の監査を行っております。

監査役会は、毎月1回の定例監査役会に加え、必要に応じて臨時監査役会を開催し、迅速かつ効率的な経営監視体制をとっております。

c. 経営会議

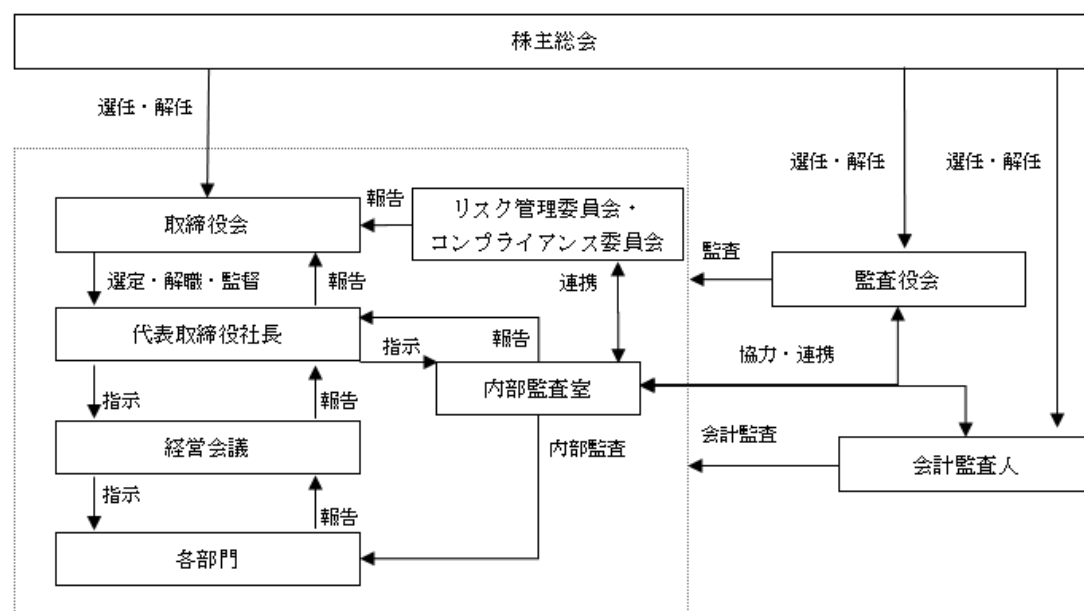
経営会議は、代表取締役社長以下の取締役及び監査役で構成され、構成員から所轄業務の執行状況の報告を受けることにより、構成員間の情報共有を図り、代表取締役社長及び取締役会を補佐することを目的としております。

経営会議は、原則毎週1回定期的に開催し、取締役会と同日に開催するときは、社外取締役及び非常勤監査役2名も出席することとしております。

d. 内部監査

内部監査室は、代表取締役社長直轄の組織として設置しており、当社の会計監査、業務監査、システム監査、内部統制評価、個人情報保護監査を実施しております。業務遂行上特に必要があるときは、代表取締役社長の命により別に指名された外部の者を加えて監査を行うことができ、当社の業務全般の監査を行っております。

当社の企業統治の体制の概要は、以下のとおりであります。



ロ. その他の企業統治に関する事項

a. 内部統制システムの整備状況

当社は、業務の適正を確保するための体制作りと管理体制のより一層の整備を図るため、取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」を決議しております。当社の内部統制システムは、以下のような内容となっております。

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は、法令・定款及び社会規範を順守するための「企業倫理行動憲章規程」を制定し、全社に周知・徹底する。
 - (2) 当社は、「コンプライアンス規程」を制定するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、当社のコンプライアンス体制の構築・維持にあたる。
 - (3) 当社のコンプライアンス担当者は、当社の取締役及び使用人に対し、コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
 - (4) 当社は、内部通報制度を設け、当社の使用人が、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。
 - (5) 当社は、「健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶する。」ことを宣し、当社は、これに基づき、毅然とした態度で臨むものとする。
 - (6) 内部監査部門は、当社の法令及び定款の順守体制の有効性について監査を行い、是正や改善の必要があるときには、当該主管部門及び被監査部門は、速やかにその対策を講ずる。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務の執行に関わる情報については、法令及び「文書管理規程」等に基づき、適切に保管及び管理を行う。
 - (2) 取締役及び監査役は、これらの文書等を、常時閲覧できる体制とする。
3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社は「リスク管理規程」を制定し、会社の事業活動において想定される各種のリスクに対応する部署または組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。
 - (2) 当社は、リスク管理委員会を設置し、当社の事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。
 - (3) 当社は、危機発生時には、緊急事態対応体制をとり、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処する。
 - (4) 内部監査部門は、当社のリスク管理体制について監査を行い、是正や改善の必要があるときには、当該主管部門及び被監査部門は、速やかにその対策を講ずる。
4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会の意思決定機能及び業務監督機能と、各取締役の業務執行機能を分離する。
 - (2) 「取締役会規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
 - (3) 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
5. 当社における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 取締役会は、当社の経営計画を決議し、経営企画部門はその進捗状況を毎月取締役会に報告する。
 - (2) 内部監査部門は、当社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。
6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 当社は、監査役・監査役会の職務を補助する監査役会事務局を置き、同事務局に属する使用人は、専ら監査役・監査役会の指示に従って、その職務を補助する。
 - (2) 当社の監査役・監査役会は、その職務の必要に応じて、管理部門及び内部監査部門に属する使用人を、一定期間、特定の監査のための職務を補助する者として指名することができる。(以下、(1)の使用人と合わせて監査職務補助者という。)
 - (3) 当社の取締役は、監査職務補助者に対して、監査役・監査役会の指揮命令に従うことを指示するとともに、当該監査職務補助者がその指示を受けた職務を執行することができるように、当該補助者のその他の業務につき適切な配慮をしなければならない。
 - (4) 監査職務補助者の解雇、配転、考課、賃金その他の報酬等の雇用条件に関する事項に関しては、当社の取締役はあらかじめ監査役会あるいはその者を監査職務補助者に指名した監査役に相談することを要する。

(5) 当社の取締役は、上記(1)ないし(4)の具体的な運用の細目を監査役会と協議して定め、各項目の内容と合わせて当社内に公表することを要する。

7. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

(1) 当社の取締役は、当社に関する以下に例示する事項等を監査役会に報告する。ただし、常勤監査役あるいはその指名を受けた監査役が出席した会議等については、この報告を省略することができる。

- ① 経営会議で報告された重要な事項
- ② 業務報告会等で報告された重要な事項
- ③ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ④ 内部監査に関する重要な事項
- ⑤ 重大な法令・定款違反に関する事項
- ⑥ その他コンプライアンス・リスク管理上重要な事項

(2) 当社の取締役及び使用人は、上記(1)の③、⑤及び⑥に関する重要な事実を発見した場合は、1.

(2)のコンプライアンス委員会及び3.(2)のリスク管理委員会への報告、1.(4)の内部通報制度に基づく通報、もしくは監査役に直接報告できるものとする。

(3) 上記(2)に基づき報告を行った取締役及び使用人が、当該報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けることを禁じるものとする。

8. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

(1) 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(2) 監査役が、独自の外部専門家(弁護士・公認会計士等)を求めた場合、当社は、当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

9. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役会には、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保する。

(2) 監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。

(3) 監査役は、会計監査人及び内部監査部門と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。

(4) 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、当社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

(1) 信頼性のある財務報告の作成及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、「内部統制規程」を定め、内部統制が有効に機能するための体制を構築する。

(2) 財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程等の適切な整備及び運用を行う。

(3) 財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視・評価し、不備があれば、必要な改善・是正を行うとともに、関係法令との適合性を確保する。

(4) 内部監査部門は、当社の財務報告に係る内部統制について監査を行い、是正や改善の必要があるときには、当該主管部門及び被監査部門は、速やかにその対策を講ずる。

11. 反社会的勢力の排除に向けた体制

(1) 当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切の関わりを持たず、不当・不法な要求には応じないことを基本方針とし、「反社会的勢力排除規程」を定め、当社の取締役及び使用人に周知徹底する。

(2) 平素より、関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時は、関係行政機関や法律の専門家と緊密に連携を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

b. リスク管理体制の整備状況

当社は、「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、リスク管理を強化するため、「リスク管理規程」を制定し、リスク情報を早期に把握・共有することでリスクの顕在化を未然に防止する体制の構築に努めております。

具体的には、リスク管理委員会を設置し、リスクの識別、分析評価及びその予防と対応策の検討、不祥事、トラブルに対する迅速な対応及び状況の総括的把握、リスクの顕在化に対する再発防止策検討と実施指示等を行っております。

また、法律事務所及び会計事務所等の法務・会計専門家並びに外部の専門家との相談や意見交換を通じて、事業に係るリスクをはじめとする諸情報を得て、最善と考えられる経営判断を行うよう努めております。

c. コンプライアンス体制の整備状況

当社は、コンプライアンス体制については「コンプライアンス規程」を制定し、これに従い全役職員が倫理・コンプライアンスに対する意識の向上を図るとともに、社会倫理に適合した行動と、法令の順守を実施することを周知徹底しております。

コンプライアンスの徹底を図るため、取締役会直轄の組織としてコンプライアンス委員会を設置し、当社の業務運営に関する勧告や是正等必要な処置を行うこととしております。また部門業務に関連するコンプライアンスの徹底を推進するため、各部門長をコンプライアンス推進責任者に任命し、各部門にコンプライアンス推進担当者を設置しております。

② 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査に関しては、内部監査室を設置し、内部監査担当者（1名）が、「内部監査規程」及び内部監査計画書等に基づき、各部門の業務に対して監査を実施しております。監査結果は、代表取締役社長及び被監査部門に報告されるとともに、被監査部門に対して改善指示を行い、改善状況を継続的に確認しております。

監査役監査に関しては、各監査役は、内部監査担当者より監査実施状況について随時報告を受けるとともに、代表取締役社長及び会計監査人と定期的に意見交換を行い、取締役会への出席以外の場においても課題・改善事項について情報共有し、監査役監査の実効性を高めております。

なお、内部監査室、監査役及び会計監査人は、それぞれ独立性を保ちながら、必要な連携をとり、定期的に三様監査の協議を行い会計監査の有効性、効率性を高めております。

③ 会計監査の状況

当事業年度において当社の会計監査業務を執行した公認会計士は以下のとおりであります。

監査法人名	公認会計士の氏名等	
太陽有限責任監査法人	指定有限責任社員・業務執行社員	秋田 秀樹
	指定有限責任社員・業務執行社員	河島 啓太

(注) 継続監査年数は、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 7名 その他 8名

④ 社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は2名、社外監査役は3名であります。

社外取締役中谷顯嗣氏は、経営コンサルタントとして企業経営に幅広く関わっており、当社の経営に公正かつ中立的な立場から有用な意見が頂けると判断し選任しております。なお、中谷氏は当社のストックオプションを285個保有しておりますが、それ以外に人的関係、取引関係等の利害関係はありません。

社外取締役清田滋氏は、長年の流通業界を中心とした企業経営者としての豊富な経歴から、当社の経営に対する監督と有用な助言を公正かつ中立的な立場から頂けると判断し選任しております。なお、清田氏と当社との間に、人的関係、資本的関係、取引関係等の利害関係はありません。

社外監査役川内慎二氏は、当社と同じ製造業において、長年、管理者として法務、コンプライアンス、リスク管理及び内部統制・内部監査等の多様な業務を担当しており、その経歴、識見を生かし適切な監査を行って頂けると判断し選任しております。なお、川内氏と当社との間に、人的関係、資本的関係、取引関係等の利害関係はありません。

社外監査役奥津泰彦氏は、公認会計士、税理士として財務及び会計に関する豊富な知識や経験を有しており、その知見を当社の監査に活かして頂けると判断し選任しております。なお、奥津氏と当社との間に、人的関係、資本的関係、取引関係等の利害関係はありません。

社外監査役深町周輔氏は、弁護士として豊富な経験及び幅広い見識を有しており、その専門的見地から当社の監査体制の強化に貢献頂けると判断し選任しております。なお、深町氏と当社との間に、人的関係、資本的関係、取引関係等の利害関係はありません。

社外取締役及び社外監査役は、業務執行の妥当性、適法性を客観的に評価是正する機能を有しており、企業経営の透明性を高めるために重要な役割を担っております。また、取締役会等の重要な会議体に参加し、豊富な経験と幅広い知見から取締役会等の意思決定における適正性を確保するため、経営陣から独立した中立的な立場で助言・提言を行っております。

なお、当社は社外取締役又は社外監査役の独立性に関する基準や方針について明確な定めを行っていませんが、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準を参考に、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役及び社外監査役を選任しております。

⑤ 役員報酬等

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	
取締役 (社外取締役を除く)	42,296	42,296	—	—	4
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	—
社外役員	8,800	8,800	—	—	4

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成28年10月28日開催の第9回定時株主総会において、年額200,000千円以内(ただし使用人給与は含まない。)と決議しております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成28年10月28日開催の第9回定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議しております。

ロ. 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ. 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの
該当事項はありません。

ニ. 役員報酬等の額の決定に関する方針

取締役の報酬額につきましては、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、当社の経営成績及び財政状態、各取締役の職務執行状況等を総合的に勘案し、取締役会の決議により決定しております。また、監査役の報酬額につきましては、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、業務の分担等を勘案し、監査役の協議により決定しております。

⑥ 株式の保有状況

該当事項はありません。

⑦ 取締役の定数

当社の取締役の定数は、8名以内とする旨を定款に定めております。

⑧ 取締役選任の決議要件

取締役の選任決議に関しては、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑨ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とし、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う旨を定款に定めております。

⑩ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。

⑪ 取締役会で決議することができる株主総会決議事項

イ. 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の定めにより、取締役会の決議によって毎年1月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

ロ. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の定めにより、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する取締役及び監査役（取締役及び監査役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮することができる環境整備のためであります。

ハ. 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の定めにより、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の実行を可能にするためであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
11,400	—	14,600	—

② 【その他重要な報酬の内容】

（最近事業年度の前事業年度）

該当事項はありません。

（最近事業年度）

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

（最近事業年度の前事業年度）

該当事項はありません。

（最近事業年度）

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

監査報酬は、会計監査人が策定した監査計画、監査内容、監査日数等を勘案し、当社と会計監査人での協議のうえ、監査役会の同意を得て決定しております。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成26年8月1日から平成27年7月31日まで）及び当事業年度（平成27年8月1日から平成28年7月31日まで）の財務諸表について、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（平成29年2月1日から平成29年4月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成28年8月1日から平成29年4月30日まで）に係る四半期財務諸表について、太陽有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、的確に対応するために、社内体制の構築、会計専門誌の購読、セミナーへの参加等を行っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年7月31日)	当事業年度 (平成28年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	459,672	503,113
売掛金	364,365	433,331
商品及び製品	9,652	19,839
原材料及び貯蔵品	5,863	11,425
前払費用	11,142	10,757
繰延税金資産	24,132	13,841
未収入金	57,470	76,125
その他	15,417	18,054
貸倒引当金	△17,686	△17,548
流動資産合計	930,029	1,068,941
固定資産		
有形固定資産		
建物	293,609	317,959
減価償却累計額	△38,358	△54,265
建物（純額）	※ 255,251	263,694
機械及び装置	212,172	253,410
減価償却累計額	△37,295	△67,628
機械及び装置（純額）	174,876	185,781
車両運搬具	6,216	10,090
減価償却累計額	△2,319	△6,386
車両運搬具（純額）	3,896	3,703
工具、器具及び備品	30,861	31,892
減価償却累計額	△22,064	△21,793
工具、器具及び備品（純額）	8,797	10,098
土地	※ 20,157	45,387
リース資産	—	4,507
減価償却累計額	—	△751
リース資産（純額）	—	3,756
有形固定資産合計	462,979	512,422
無形固定資産		
ソフトウェア	32,060	34,274
その他	—	6,104
無形固定資産合計	32,060	40,379
投資その他の資産		
長期貸付金	30,224	26,377
破産更生債権等	5,452	8,778
長期前払費用	573	5,703
繰延税金資産	3,902	3,930
その他	12,421	13,298
貸倒引当金	△5,346	△10,122
投資その他の資産合計	47,228	47,965
固定資産合計	542,268	600,767
資産合計	1,472,298	1,669,708

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年7月31日)	当事業年度 (平成28年7月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	231,503	268,595
1年内返済予定の長期借入金	※ 99,936	93,310
未払金	148,280	138,760
未払費用	5,157	10,942
未払法人税等	123,864	55,525
預り金	2,892	6,729
その他	27,611	30,930
流動負債合計	639,246	604,793
固定負債		
長期借入金	※ 199,736	128,280
預り保証金	103,050	101,560
その他	850	4,389
固定負債合計	303,636	234,230
負債合計	942,882	839,023
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,495	10,495
資本剰余金		
資本準備金	495	495
資本剰余金合計	495	495
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	518,425	819,694
利益剰余金合計	518,425	819,694
株主資本合計	529,415	830,684
純資産合計	529,415	830,684
負債純資産合計	1,472,298	1,669,708

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(平成29年4月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	544,863
売掛金	500,453
商品及び製品	21,598
原材料及び貯蔵品	10,306
その他	163,036
貸倒引当金	△20,027
流動資産合計	1,220,229
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	265,895
機械及び装置（純額）	176,062
その他（純額）	143,063
有形固定資産合計	585,021
無形固定資産	
投資その他の資産	57,004
その他	65,977
貸倒引当金	△11,708
投資その他の資産合計	54,269
固定資産合計	696,294
資産合計	1,916,524
負債の部	
流動負債	
買掛金	311,845
1年内返済予定の長期借入金	92,410
未払法人税等	85,178
引当金	4,465
その他	152,902
流動負債合計	646,802
固定負債	
長期借入金	60,360
その他	113,308
固定負債合計	173,668
負債合計	820,470
純資産の部	
株主資本	
資本金	10,495
資本剰余金	495
利益剰余金	1,085,064
株主資本合計	1,096,054
純資産合計	1,096,054
負債純資産合計	1,916,524

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日)	当事業年度 (自 平成27年8月1日 至 平成28年7月31日)
売上高	3,531,532	4,151,291
売上原価		
商品及び製品期首たな卸高	730	9,652
当期製品製造原価	995,895	1,274,412
当期商品仕入高	1,663,650	1,860,339
合計	2,660,277	3,144,403
商品及び製品期末たな卸高	9,652	19,839
売上原価合計	2,650,625	3,124,564
売上総利益	880,907	1,026,727
販売費及び一般管理費		
給料及び手当	119,657	130,948
運賃	139,495	115,849
減価償却費	13,772	20,192
広告宣伝費	80,027	102,651
貸倒損失	2,749	4,495
貸倒引当金繰入額	9,960	1,610
その他	239,297	280,744
販売費及び一般管理費合計	604,959	656,492
営業利益	275,947	370,235
営業外収益		
受取利息	3,195	3,969
受取補償金	37,932	54,455
その他	13,905	13,460
営業外収益合計	55,034	71,886
営業外費用		
支払利息	4,164	2,444
貸倒損失	2,516	602
貸倒引当金繰入額	4,106	4,177
その他	694	270
営業外費用合計	11,481	7,494
経常利益	319,500	434,626
特別損失		
固定資産売却損	※1 955	—
固定資産除却損	※2 5,148	※2 9,885
和解金	2,800	—
その他	847	—
特別損失合計	9,751	9,885
税引前当期純利益	309,749	424,740
法人税、住民税及び事業税	121,330	113,209
法人税等調整額	△21,546	10,262
法人税等合計	99,784	123,471
当期純利益	209,964	301,268

【製造原価明細書】

		前事業年度 (自 平成26年 8 月 1 日 至 平成27年 7 月 31 日)		当事業年度 (自 平成27年 8 月 1 日 至 平成28年 7 月 31 日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 材料費	※	628,912	63.1	805,570	63.2
II 労務費		206,360	20.7	235,438	18.4
III 経費		160,622	16.1	233,403	18.3
当期総製造費用		995,895	100.0	1,274,412	100.0
当期製品製造原価		995,895		1,274,412	

原価計算の方法

原価計算の方法は、実際総合原価計算であります。

(注) ※ 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成26年 8 月 1 日 至 平成27年 7 月 31 日)	当事業年度 (自 平成27年 8 月 1 日 至 平成28年 7 月 31 日)
消耗品費 (千円)	49,350	96,220
減価償却費 (千円)	44,340	58,329

【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自 平成28年8月1日 至 平成29年4月30日)
売上高	3,797,983
売上原価	2,802,589
売上総利益	995,393
販売費及び一般管理費	641,790
営業利益	353,602
営業外収益	
受取利息	3,273
貸倒引当金戻入額	90
受取補償金	38,005
その他	9,381
営業外収益合計	50,750
営業外費用	
支払利息	867
その他	375
営業外費用合計	1,243
経常利益	403,110
特別損失	
固定資産除却損	299
特別損失合計	299
税引前四半期純利益	402,811
法人税、住民税及び事業税	139,171
法人税等調整額	△1,729
法人税等合計	137,441
四半期純利益	265,369

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	10,000	—	—	308,461	308,461	318,461	318,461
当期変動額							
新株の発行	495	495	495			990	990
当期純利益				209,964	209,964	209,964	209,964
当期変動額合計	495	495	495	209,964	209,964	210,954	210,954
当期末残高	10,495	495	495	518,425	518,425	529,415	529,415

当事業年度（自 平成27年8月1日 至 平成28年7月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	10,495	495	495	518,425	518,425	529,415	529,415
当期変動額							
当期純利益				301,268	301,268	301,268	301,268
当期変動額合計	—	—	—	301,268	301,268	301,268	301,268
当期末残高	10,495	495	495	819,694	819,694	830,684	830,684

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日)	当事業年度 (自 平成27年8月1日 至 平成28年7月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	309,749	424,740
減価償却費	60,194	80,432
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	13,677	4,637
受取利息及び受取配当金	△3,196	△3,969
支払利息	4,164	2,444
固定資産除却損	5,148	9,885
固定資産売却損益 (△は益)	955	—
売上債権の増減額 (△は増加)	△68,218	△72,291
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△8,256	△15,749
仕入債務の増減額 (△は減少)	44,094	37,091
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△3,330	△1,028
その他	△6,321	△10,412
小計	348,661	455,781
利息及び配当金の受取額	3,196	3,969
利息の支払額	△4,075	△2,416
法人税等の支払額	△15,159	△181,548
営業活動によるキャッシュ・フロー	332,622	275,786
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△108,398	△145,041
有形固定資産の売却による収入	770	2,500
無形固定資産の取得による支出	△6,055	△19,616
貸付けによる支出	△16,466	△9,461
貸付金の回収による収入	20,349	13,196
敷金及び保証金の差入による支出	△1,119	△2,055
敷金及び保証金の回収による収入	3,405	990
預り保証金の返還による支出	△1,600	△1,800
預り保証金の受入による収入	13,450	13,310
その他投資の取得による支出	—	△5,533
投資活動によるキャッシュ・フロー	△95,663	△153,512
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	30,000	—
短期借入金の返済による支出	△31,800	—
長期借入れによる収入	—	220,000
長期借入金の返済による支出	△102,436	△298,082
株式の発行による収入	990	—
リース債務の返済による支出	—	△751
財務活動によるキャッシュ・フロー	△103,246	△78,833
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	133,712	43,440
現金及び現金同等物の期首残高	325,960	459,672
現金及び現金同等物の期末残高	※ 459,672	※ 503,113

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度 (自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品及び製品、原材料

移動平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法) を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法 (ただし、建物 (建物附属設備は除く) については定額法) を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～34年

機械及び装置 10年

車両運搬具 2～6年

工具、器具及び備品 2～8年

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却を行う方法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び3ヵ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

当事業年度 (自 平成27年8月1日 至 平成28年7月31日)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品及び製品、原材料

移動平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法) を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法 (ただし、建物 (建物附属設備を含む) 並びに平成28年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法) を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～34年

機械及び装置 10年

車両運搬具 3年

工具、器具及び備品 2～10年

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却を行う方法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び3ヵ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(会計方針の変更)

前事業年度（自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日）

原材料の評価方法の変更

当社は、従来、原材料の評価方法を最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっておりましたが、当事業年度より移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）に変更しております。この変更は、市場における原材料価格の変動等により受ける影響を平準化し、より適切な期間損益計算を行う目的として当社におけるシステム変更を契機に行ったものであります。

当該会計方針の変更は、前事業年度までの最終仕入原価法による単価情報をシステム上移動平均法により再計算することが実務上不可能なため、前事業年度末の原材料の帳簿価額を当事業年度の期首残高として、期首から将来にわたり移動平均法を適用しております。

なお、この変更による原材料及び各段階損益に与える影響は軽微であります。

当事業年度（自 平成27年8月1日 至 平成28年7月31日）

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。これによる損益に与える影響は、軽微であります。

(貸借対照表関係)

※ 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年7月31日)	当事業年度 (平成28年7月31日)
建物	223,598千円	－千円
土地	9,557	－
計	233,155	－

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年7月31日)	当事業年度 (平成28年7月31日)
長期借入金	230,830千円	－千円

(損益計算書関係)

※1 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日)	当事業年度 (自 平成27年8月1日 至 平成28年7月31日)
機械及び装置	110千円	－千円
車両運搬具	464	－
工具、器具及び備品	381	－
計	955	－

※2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日)	当事業年度 (自 平成27年8月1日 至 平成28年7月31日)
建物	－千円	587千円
機械及び装置	4,824	8,331
車両運搬具	－	302
工具、器具及び備品	324	95
ソフトウェア	－	568
計	5,148	9,885

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注) 1. 2.	1,000	99,300	—	100,300
合計	1,000	99,300	—	100,300

(注) 1. 平成27年5月11日を効力発生日として1株につき100株の割合で株式分割を行いました。その結果、発行済株式総数は同日付で99,000株増加しております。

2. 平成27年7月23日を払込期日として、従業員の福利厚生のため、当社社員持株会に対し300株の第三者割当増資による新株式の発行を行いました。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての第1回新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—	—

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年8月1日 至 平成28年7月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	100,300	—	—	100,300
合計	100,300	—	—	100,300

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての第1回新株予約権	—	—	—	—	—	—
	ストック・オプションとしての第2回新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—	—

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日)	当事業年度 (自 平成27年8月1日 至 平成28年7月31日)
現金及び預金勘定	459,672千円	503,113千円
現金及び現金同等物	459,672	503,113

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成27年8月1日 至 平成28年7月31日)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、本社及び関東工場におけるコンピュータ端末機（「工具、器具及び備品」）であります。

② リース資産の償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。また、主に金融機関からの借入により必要な設備資金を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。未収入金は、主に、ファクタリング債権であり、ファクタリング会社等の信用リスクに晒されております。貸付金(1年以内回収に予定のものを含む)は、貸付先の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金並びに未払金は、2か月内の支払期日であります。借入金は、すべて設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、このうち一部は金利変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、一部口座振替による債権回収を行うことで低減されております。また管理部財務課において未回収債権の有無の確認を行い、回収遅延が発生した場合には速やかに営業部と連動して債権回収を行っております。また「与信管理規程」に従い、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握やリスクの低減を図っております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、金融機関からの借入により設備資金を手当てしており、一部変動金利の調達があります。管理部財務課で金利の変動をモニタリングし、金利の上昇局面では固定金利条件の借入や、金利の下降局面では借り換え等を行い、金利の変動に係るリスクを低減しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

管理部財務課は適時資金計画表を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の判定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	459,672	459,672	—
(2) 売掛金	364,365		
貸倒引当金(*1)	△17,308		
	347,056	347,056	—
(3) 未収入金	57,470	57,470	—
(4) 貸付金（1年以内に回収 予定のものを含む）	41,521		
貸倒引当金(*1)	△1,411		
	40,109	36,874	△3,235
(5) 破産更生債権等	5,452		
貸倒引当金(*1)	△4,312		
	1,140	1,140	—
資産計	905,449	902,214	△3,235
(1) 買掛金	231,503	231,503	—
(2) 未払金	148,280	148,280	—
(3) 長期借入金（1年内返済 予定を含む）	299,672	292,393	△7,278
負債計	679,455	672,177	△7,278

(*1) 売掛金、貸付金、破産更生債権等に対する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 貸付金（1年以内に回収予定のものを含む）

貸付金の時価は、新規に同様の貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。

(5) 破産更生債権等

破産更生債権等については、担保及び保証による回収見込額により時価を算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金（1年内返済予定を含む）

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (平成27年7月31日)
差入保証金	11,874
預り保証金	103,050

上記については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	459,672	—	—	—
売掛金	364,365	—	—	—
未収入金	57,470	—	—	—
貸付金	11,296	28,371	1,558	295
合計	892,805	28,371	1,558	295

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	99,936	92,436	85,380	15,360	6,560	—

当事業年度（自 平成27年8月1日 至 平成28年7月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。また、主に金融機関からの借入により必要な設備資金を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。未収入金は、主に、ファクタリング債権であり、ファクタリング会社等の信用リスクに晒されております。貸付金（1年以内回収に予定のものを含む）は、貸付先の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金並びに未払金は、2か月内の支払期日であります。借入金は、すべて設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、このうち一部は金利変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、一部口座振替による債権回収を行うことで低減されております。また管理部財務課において未回収債権の有無の確認を行い、回収遅延が発生した場合には速やかに営業部と連動して債権回収を行っております。また「与信管理規程」に従い、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握やリスクの低減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、金融機関からの借入により設備資金を手当てしており、一部変動金利の調達があります。管理部財務課で金利の変動をモニタリングし、金利の上昇局面では固定金利条件の借入や、金利の下降局面では借り換え等を行い、金利の変動に係るリスクを低減しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

管理部財務課は適時資金計画表を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の判定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	503, 113	503, 113	—
(2) 売掛金	433, 331		
貸倒引当金(*1)	△16, 204		
	417, 127	417, 127	—
(3) 未収入金	76, 125	76, 125	—
(4) 貸付金（1年以内に回収予定のものを 含む）	38, 602		
貸倒引当金(*1)	△4, 052		
	34, 549	35, 295	745
(5) 破産更生債権等	8, 778		
貸倒引当金(*1)	△7, 414		
	1, 364	1, 364	—
資産計	1, 032, 280	1, 033, 025	745
(1) 買掛金	268, 595	268, 595	—
(2) 未払金	138, 760	138, 760	—
(3) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	221, 590	219, 093	△2, 496
負債計	628, 945	626, 449	△2, 496

(*1)売掛金、貸付金、破産更生債権等に対する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1)現金及び預金、(2)売掛金、(3)未収入金

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)貸付金（1年以内に回収予定のものを含む）

貸付金の時価は、新規に同様の貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。

(5)破産更生債権等

破産更生債権等については、担保及び保証による回収見込額により時価を算定しております。

負 債

(1)買掛金、(2)未払金

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)長期借入金（1年内返済予定を含む）

元利息の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (平成28年7月31日)
差入保証金	12,939
預り保証金	101,560

上記については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	503,113	—	—	—
売掛金	433,331	—	—	—
未収入金	76,125	—	—	—
貸付金	12,224	25,200	1,137	39
合計	1,024,795	25,200	1,137	39

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	93,310	86,210	42,070	—	—	—

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日)

当社は退職金制度を設けておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年8月1日 至 平成28年7月31日)

当社は退職金制度を設けておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 31名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1.	普通株式 40,000株
付与日	平成27年6月23日
権利確定条件	(注)2.
対象勤務期間	—
権利行使期間	自 平成29年5月21日 至 平成37年5月20日

(注)1. 株式数に換算して記載しております。なお、平成29年3月4日付株式分割(普通株式1株につき20株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを条件としております。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職及び転籍その他正当な理由の存する場合で、取締役会が認めた場合はこの限りではありません。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成27年7月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回ストック・オプション
権利確定前 (株)	
前事業年度末	—
付与	40,000
失効	—
権利確定	—
未確定残	40,000
権利確定後 (株)	
前事業年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

(注) 平成29年3月4日付株式分割(普通株式1株につき20株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	165
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—

(注) 平成29年3月4日付株式分割(普通株式1株につき20株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は株式を上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式価値は、純資産価額方式及び類似業種比準方式による折衷法で算定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 一千円
 (2) 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額 一千円

当事業年度 (自 平成27年8月1日 至 平成28年7月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 31名	当社取締役 4名 当社従業員 37名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1.	普通株式 40,000株	普通株式 77,800株
付与日	平成27年6月23日	平成28年3月18日
権利確定条件	(注) 2.	(注) 2.
対象勤務期間	—	—
権利行使期間	自 平成29年5月21日 至 平成37年5月20日	自 平成30年2月16日 至 平成38年2月15日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、平成29年3月4日付株式分割(普通株式1株につき20株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを条件としております。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職及び転籍その他正当な理由の存する場合で、取締役会が認めた場合はこの限りではありません。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成28年7月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前事業年度末	40,000	—
付与	—	77,800
失効	4,900	1,000
権利確定	—	—
未確定残	35,100	76,800
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

(注) 平成29年3月4日付株式分割(普通株式1株につき20株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	165	495
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

(注) 平成29年3月4日付株式分割(普通株式1株につき20株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は株式を上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りにしております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式価値は、純資産価額方式及び類似業種比準方式による折衷法で算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 一千元
- (2) 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額 一千元

(税効果会計関係)

前事業年度（平成27年7月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成27年7月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	11,547千円
未払金（賞与）	7,461
貸倒引当金	5,709
その他	3,316
繰延税金資産合計	28,034
繰延税金資産の純額	28,034

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成27年7月31日)
法定実効税率	37.11%
(調整)	
税額控除	△4.34
住民税均等割	0.16
その他	△0.72
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.21

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に国会で成立し、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来37.11%から、平成27年8月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.36%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額が1,387千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が同額増加しております。

当事業年度（平成28年7月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成28年7月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	6,966千円
未払金（賞与）	3,580
貸倒引当金	6,552
その他	671
繰延税金資産合計	17,772
繰延税金資産の純額	17,772

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成28年7月31日)
法定実効税率	35.36%
(調整)	
税額控除	△6.44
住民税均等割	0.09
その他	0.06
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.07

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.36%から、平成28年8月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については34.81%に変更されております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(持分法損益等)

前事業年度（自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日）
関連会社がないため該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年8月1日 至 平成28年7月31日）
関連会社がないため該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度（自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日）
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成27年8月1日 至 平成28年7月31日）
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日）

当社の事業内容は、食材製造販売事業の単一セグメントのみであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成27年8月1日 至 平成28年7月31日）

当社の事業内容は、食材製造販売事業の単一セグメントのみであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年8月1日 至 平成28年7月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年8月1日 至 平成28年7月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年8月1日 至 平成28年7月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年8月1日 至 平成28年7月31日）
該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有） 割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	清水貴久	—	—	当社代表取締役社長	(被所有) 直接49.85 間接49.85	被債務保証	銀行借入債務の連帯保証	231,672	—	—
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	アイサービス株式会社 ※1	広島県尾道市美ノ郷町本郷1-123	65,000	食品製造業	—	食材の仕入	食材の仕入	538,339	—	—

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 当社銀行借入に対する連帯保証については、期末の被保証残高を取引金額に記載しております。

(2) 食材の仕入については、一般の取引条件と同様に決定しております。

3. 当社は、銀行借入に対して、代表取締役社長の清水貴久より連帯保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

4. ※1の会社は、当社取締役石井巖権氏が代表取締役社長に就任しております。なお、石井巖権氏は平成27年2月28日に当社取締役を辞任したため、アイサービス株式会社は、当事業年度中に関連当事者に該当しなくなりました。よって、取引金額は関連当事者に該当しなくなった時点までの金額を記載しております。

当事業年度（自 平成27年8月1日 至 平成28年7月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日)	当事業年度 (自 平成27年8月1日 至 平成28年7月31日)
1株当たり純資産額	263.92円	414.10円
1株当たり当期純利益金額	104.97円	150.18円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 当社は、平成27年5月11日付で普通株式1株につき100株、平成29年3月4日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日)	当事業年度 (自 平成27年8月1日 至 平成28年7月31日)
当期純利益金額(千円)	209,964	301,268
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	209,964	301,268
普通株式の期中平均株式数(株)	2,000,147	2,006,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権1種類(新株予約権の数2,000個)。 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権2種類(新株予約権の数5,595個)。 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度（自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年8月1日 至 平成28年7月31日）
(新株予約権の発行)

当社は、平成28年10月28日開催の当社定時株主総会決議に基づき、同日の取締役会において、ストック・オプションとして新株予約権の付与を決議しました。

新株予約権の割当日	平成28年11月18日
新株予約権の数	2,430個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	2,430株
新株予約権の行使時の払込金額	25,900円
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由の存する場合で、取締役会が認めた場合はこの限りでない。また、新株予約権の相続を認めないものとする。
新株予約権の行使期間	自 平成30年10月29日 至 平成38年10月28日
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。

(注) 平成29年3月4日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、上記株数及び単価は株式分割前の数値を記載しております。

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更並びに単元株制度の導入)

当社は、平成29年2月15日開催の取締役会において、株式分割及び定款の一部変更を行うことを決議するとともに、平成29年3月15日開催の臨時株主総会決議により、同日付で定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

1. 株式分割の目的

当社の株式上場に備え、投資家の利便性向上及び当社株式の流動性向上を図るため投資単位当たりの金額を引下げることが目的とするものであります。

2. 株式分割の概要

(1) 株式分割の方法

平成29年3月3日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主が所有する当社普通株式1株につき、20株の割合をもって分割いたします。

(2) 株式分割により増加する株式数

① 株式分割前の発行済株式総数	100,300株
② 今回の分割により増加する株式数	1,905,700株
③ 株式分割後の発行済株式総数	2,006,000株
④ 株式分割後の発行可能株式総数	8,000,000株

3. 株式分割の日程

(1) 公告日	平成29年2月16日
(2) 基準日	平成29年3月3日
(3) 効力発生日	平成29年3月4日

4. 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定した場合、1株当たり情報は、「第5 経理の状況 1. 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (1株当たり情報)」に記載されているとおりであります。

5. 資本金の額の変更

今回の株式分割に際しましては、資本金の額の変更はありません。

6. 株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、平成29年3月4日をもって、当社定款第6条で定める発行可能株式総数を変更いたします。

(2) 定款変更の内容

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更後定款
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>1,000,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>8,000,000株</u> とする。

(3) 定款変更の日程

効力発生日 平成29年3月4日

7. 新株予約権の目的となる株式の数及び行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、効力発生日と同時に新株予約権の目的となる株式の数と1株当たりの行使価額を以下のとおり調整いたします。

	調整前		調整後	
	株式数	行使価額	株式数	行使価額
第1回新株予約権	1,605株	3,300円	32,100株	165円
第2回新株予約権	3,570株	9,900円	71,400株	495円
第3回新株予約権	2,430株	25,900円	48,600株	1,295円

(注) 上記株式数及び行使価格は効力発生日時点の内容を記載しております。

8. 単元株制度の採用

(1) 単元株制度採用の目的

当社の株式上場に備え、投資家の利便性向上及び当社株式の流動性向上を図るため、また、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を100株とするため、100株を1単元とする単元株制度を採用いたしました。

(2) 効力発生日

平成29年3月15日

【注記事項】

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を第1四半期会計期間から適用しております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 平成28年8月1日 至 平成29年4月30日)
減価償却費	59,725 千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間(自 平成28年8月1日 至 平成29年4月30日)

当社の事業内容は、食材製造販売事業の単一セグメントのみであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 平成28年8月1日 至 平成29年4月30日)
1株当たり四半期純利益金額	132円29銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	265,369
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	265,369
普通株式の期中平均株式数(株)	2,006,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	平成28年10月28日開催の取締役会において決議された新株予約権 (新株予約権の数 2,430個)

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 当社は、平成29年3月4日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高 (千円)
有形固定資産							
建物	293,609	26,020	1,670	317,959	54,265	16,139	263,694
機械及び装置	212,172	56,954	15,716	253,410	67,628	37,717	185,781
車両運搬具	6,216	4,318	444	10,090	6,386	4,207	3,703
工具、器具及び備品	30,861	9,277	8,246	31,892	21,793	9,917	10,098
土地	20,157	25,229	—	45,387	—	—	45,387
リース資産	—	4,507	—	4,507	751	751	3,756
有形固定資産計	563,017	126,307	26,077	663,247	150,825	68,733	512,422
無形固定資産							
ソフトウェア	50,293	14,480	758	64,016	29,741	11,698	34,274
その他	—	8,977	2,872	6,104	—	—	6,104
無形固定資産計	50,293	23,458	3,630	70,120	29,741	11,698	40,379

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物

- ・ 冷凍冷蔵倉庫 15,189千円
- ・ 関東工場 7,500千円

機械及び装置

- ・ 関東工場 製造設備 56,954千円

土地

- ・ 冷凍冷蔵倉庫 25,229千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	99,936	93,310	0.64	—
1年以内に返済予定のリース債務	—	1,216	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	199,736	128,280	0.64	平成29年～31年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	—	2,839	—	平成29年～31年
合計	299,672	225,646	—	—

- (注) 1. 平均利率については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。
3. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	86,210	42,070	—	—
リース債務	1,216	1,216	405	—

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	23,033	20,902	1,150	15,114	27,670

(注) 貸倒引当金の「当期減少額（その他）」の欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	233
預金	
普通預金	502,879
合計	503,113

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
ウェルネスダイニング株式会社	27,404
まごころ弁当 大阪中央店	4,570
まごころ弁当 世田谷狛江店	3,579
まごころ弁当 中野杉並店	3,142
まごころ弁当 府中国分寺店	2,891
その他	391,742
合計	433,331

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - (B)$
364,365	3,897,332	3,828,367	433,331	89.8	366
					38

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ. 商品及び製品

品目	金額 (千円)
冷蔵・冷凍食材、冷凍弁当	17,153
その他	2,685
合計	19,839

ニ. 原材料及び貯蔵品

区分	金額 (千円)
製造用食材	11,425
合計	11,425

② 流動負債

イ. 買掛金

相手先	金額 (千円)
アイサービス株式会社	123,567
株式会社インタークロス	26,675
株式会社ワーク	16,560
株式会社ワカキヤフードサービス	16,092
株式会社アルス	11,100
その他	74,598
合計	268,595

ロ. 未払金

相手先	金額 (千円)
従業員給与	45,140
株式会社タニックス	28,404
株式会社徳川組	6,933
S i m p l i s h株式会社	6,683
ワイエムローディング株式会社	6,461
その他	45,138
合計	138,760

③ 固定負債

イ. 預り保証金

相手先	金額 (千円)
F C加盟店	101,560
合計	101,560

(3) 【その他】

最近の経営成績及び財政状態の概況

平成29年9月14日開催の取締役会において承認された第10期事業年度（平成28年8月1日から平成29年7月31日まで）の財務諸表は次のとおりであります。

なお、この財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しておりますが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査は未了であり、監査報告書は受領していません。

① 財務諸表
イ 貸借対照表

(単位：千円)

当事業年度
(平成29年7月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	728,156
売掛金	536,075
商品及び製品	26,609
原材料及び貯蔵品	10,442
前払費用	12,679
繰延税金資産	19,458
未収入金	115,586
その他	37,971
貸倒引当金	△23,435
流動資産合計	1,463,544
固定資産	
有形固定資産	
建物	334,492
減価償却累計額	△70,460
建物（純額）	264,032
機械及び装置	254,646
減価償却累計額	△102,942
機械及び装置（純額）	151,703
車両運搬具	108
減価償却累計額	△36
車両運搬具（純額）	72
工具、器具及び備品	44,313
減価償却累計額	△30,298
工具、器具及び備品（純額）	14,014
土地	75,547
リース資産	4,507
減価償却累計額	△1,878
リース資産（純額）	2,629
建設仮勘定	82,440
有形固定資産合計	590,439
無形固定資産	
商標権	11,026
ソフトウェア	43,192
その他	1,422
無形固定資産合計	55,641
投資その他の資産	
長期貸付金	27,778
破産更生債権等	14,259
長期前払費用	6,575
繰延税金資産	8,975
その他	14,570
貸倒引当金	△15,532
投資その他の資産合計	56,627
固定資産合計	702,707
資産合計	2,166,252

(単位：千円)

当事業年度
(平成29年7月31日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	338,410
短期借入金	100,000
1年内返済予定の長期借入金	86,210
未払金	127,295
未払費用	7,972
未払法人税等	103,075
預り金	4,695
その他	32,829
流動負債合計	800,490
固定負債	
長期借入金	42,070
預り保証金	112,011
その他	3,172
固定負債合計	157,254
負債合計	957,744
純資産の部	
株主資本	
資本金	10,495
資本剰余金	
資本準備金	495
資本剰余金合計	495
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	1,197,517
利益剰余金合計	1,197,517
株主資本合計	1,208,507
純資産合計	1,208,507
負債純資産合計	2,166,252

ロ 損益計算書

(単位：千円)

	当事業年度 (自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日)
売上高	5,245,414
売上原価	
商品及び製品期首たな卸高	19,839
当期製品製造原価	1,551,486
当期商品仕入高	2,322,665
合計	3,893,992
商品及び製品期末たな卸高	26,609
売上原価合計	3,867,382
売上総利益	1,378,031
販売費及び一般管理費	
給料及び手当	159,088
運賃	160,987
減価償却費	19,686
広告宣伝費	150,658
貸倒損失	1,714
貸倒引当金繰入額	14,771
その他	395,273
販売費及び一般管理費合計	902,181
営業利益	475,850
営業外収益	
受取利息	4,695
受取補償金	48,613
受取手数料	7,209
その他	4,897
営業外収益合計	65,415
営業外費用	
支払利息	1,117
貸倒引当金繰入額	310
その他	423
営業外費用合計	1,851
経常利益	539,414
特別利益	
固定資産売却益	※1 238
特別利益合計	238
特別損失	
固定資産売却損	※2 9,212
固定資産除却損	※3 6,211
特別損失合計	15,423
税引前当期純利益	524,230
法人税、住民税及び事業税	157,068
法人税等調整額	△10,661
法人税等合計	146,407
当期純利益	377,822

製造原価明細書

		当事業年度 (自 平成28年 8 月 1 日 至 平成29年 7 月 31 日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)
I 材料費		1,026,676	66.17
II 労務費		255,030	16.44
III 経費	※	269,779	17.39
当期総製造費用		1,551,486	100.00
当期製品製造原価		1,551,486	

原価計算の方法

原価計算の方法は、実際総合原価計算であります。

(注) ※ 主な内訳は次のとおりであります。

項目	当事業年度 (自 平成28年 8 月 1 日 至 平成29年 7 月 31 日)
消耗品費 (千円)	119,244
減価償却費 (千円)	60,464

ハ 株主資本等変動計算書

当事業年度（自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	10,495	495	495	819,694	819,694	830,684	830,684
当期変動額							
当期純利益				377,822	377,822	377,822	377,822
当期変動額合計	—	—	—	377,822	377,822	377,822	377,822
当期末残高	10,495	495	495	1,197,517	1,197,517	1,208,507	1,208,507

ニ キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	当事業年度 (自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益	524,230
減価償却費	83,587
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	11,296
受取利息及び受取配当金	△4,696
支払利息	1,117
固定資産除却損	6,211
固定資産売却損益 (△は益)	8,973
売上債権の増減額 (△は増加)	△108,225
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△5,786
仕入債務の増減額 (△は減少)	69,815
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△705
その他	△53,338
小計	532,479
利息及び配当金の受取額	4,696
利息の支払額	△1,310
法人税等の支払額	△109,519
営業活動によるキャッシュ・フロー	426,346
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△192,430
有形固定資産の売却による収入	540
無形固定資産の取得による支出	△29,894
貸付けによる支出	△14,724
貸付金の回収による収入	13,550
敷金及び保証金の差入による支出	△1,999
敷金及び保証金の回収による収入	398
預り保証金の返還による支出	△733
預り保証金の受入による収入	18,898
その他投資の取得による支出	△471
投資活動によるキャッシュ・フロー	△206,866
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	100,000
長期借入金の返済による支出	△93,310
リース債務の返済による支出	△1,126
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,563
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	225,042
現金及び現金同等物の期首残高	503,113
現金及び現金同等物の期末残高	※ 728,156

[注記事項]

(重要な会計方針)

当事業年度(自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品及び製品、原材料

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、建物(建物附属設備を含む)並びに平成28年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法)を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 4～34年

機械及び装置 10年

工具、器具及び備品 2～10年

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却を行う方法を採用しております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び3ヵ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(損益計算書関係)

※1 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日)
車両運搬具	238千円
計	238

※2 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日)
機械及び装置	9,143千円
車両運搬具	68
計	9,212

※3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日)
機械及び装置	4,575千円
車両運搬具	800
ソフトウェア	834
計	6,211

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度(自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	100,300	1,905,700	—	2,006,000
合計	100,300	1,905,700	—	2,006,000

(注)平成29年2月15日開催の取締役会決議により、平成29年3月4日を効力発生日として1株につき20株の割合で株式分割を行いました。その結果、発行済株式総数は同日付で1,905,700株増加しております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての第1回新株予約権	—	—	—	—	—	
	ストック・オプションとしての第2回新株予約権	—	—	—	—	—	
	ストック・オプションとしての第3回新株予約権	—	—	—	—	—	
合計		—	—	—	—	—	

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当事業年度 (自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日)
現金及び預金勘定	728,156千円
現金及び現金同等物	728,156

(リース取引関係)

当事業年度(自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、本社及び関東工場におけるコンピュータ端末機(「工具、器具及び備品」)であります。

② リース資産の償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

当事業年度(自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。また、主に金融機関からの借入により必要な設備資金を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。未収入金は、主に、ファクタリング債権であり、ファクタリング会社等の信用リスクに晒されております。貸付金(1年以内回収に予定のものを含む)は、貸付先の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金並びに未払金は、2か月内の支払期日であります。借入金は、すべて設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、このうち一部は金利変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、一部口座振替による債権回収を行うことで低減されております。また管理部財務課において未回収債権の有無の確認を行い、回収遅延が発生した場合には速やかに営業部と連動して債権回収を行っております。また「与信管理規程」に従い、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握やリスクの低減を図っております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、金融機関からの借入により設備資金を手当てしており、一部変動金利の調達があります。管理部財務課で金利の変動をモニタリングし、金利の上昇局面では固定金利条件の借入や、金利の下降局面では借り換え等を行い、金利の変動に係るリスクを低減しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

管理部財務課は適時資金計画表を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の判定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	728,156	728,156	—
(2) 売掛金	536,075		
貸倒引当金(*1)	△21,515		
	514,560	514,560	—
(3) 未収入金	115,586	115,586	—
(4) 貸付金（1年以内に回収予定のものを含む）	42,843		
貸倒引当金(*1)	△4,732		
	38,111	39,671	1,559
(5) 破産更生債権等	14,259		
貸倒引当金(*1)	△12,719		
	1,539	1,539	—
資産計	1,397,954	1,399,513	1,559
(1) 買掛金	338,410	338,410	—
(2) 未払金	127,295	127,295	—
(3) 短期借入金	100,000	99,595	△404
(4) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	128,280	127,289	△990
負債計	693,986	692,591	△1,395

(*1) 売掛金、貸付金、破産更生債権等に対する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 貸付金（1年以内に回収予定のものを含む）

貸付金の時価は、新規に同様の貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。

(5) 破産更生債権等

破産更生債権等については、担保及び保証による回収見込額により時価を算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 短期借入金、(4) 長期借入金（1年内返済予定を含む）

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (平成29年7月31日)
差入保証金	14,540
預り保証金	112,011

上記については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	728,156	—	—	—
売掛金	536,075	—	—	—
未収入金	115,586	—	—	—
貸付金	15,065	26,820	957	—
合計	1,394,883	26,820	957	—

4. 長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	100,000	—	—	—	—	—
長期借入金	86,210	42,070	—	—	—	—

(退職給付関係)

当事業年度(自平成28年8月1日至平成29年7月31日)

当社は退職金制度を設けておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当事業年度(自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 31名	当社取締役 4名 当社従業員 37名	当社取締役 4名 当社従業員 43名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1.	普通株式 40,000株	普通株式 77,800株	普通株式 48,600株
付与日	平成27年6月23日	平成28年3月18日	平成28年11月18日
権利確定条件	(注)2.	(注)2.	(注)2.
対象勤務期間	—	—	—
権利行使期間	自 平成29年5月21日 至 平成37年5月20日	自 平成30年2月16日 至 平成38年2月15日	自 平成30年10月29日 至 平成38年10月28日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、平成29年3月4日付株式分割(普通株式1株につき20株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを条件としております。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職及び転籍その他正当な理由の存する場合で、取締役会が認めた場合はこの限りではありません。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成29年7月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前事業年度末	35,100	76,800	—
付与	—	—	48,600
失効	3,400	7,400	2,600
権利確定	—	—	—
未確定残	31,700	69,400	46,000
権利確定後 (株)			
前事業年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

(注) 平成29年3月4日付株式分割(普通株式1株につき20株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	165	495	1,295
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

(注) 平成29年3月4日付株式分割(普通株式1株につき20株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は株式を上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式価値は、第1回目及び第2回ストック・オプションについては純資産価額方式及び類似業種比準方式による折衷法、第3回ストック・オプションについては当社の事業計画に基づいたDCF法による評価額を参考に算定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 一千元
 (2) 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額 一千元

(税効果会計関係)

当事業年度 (平成29年7月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成29年7月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	11,086千円
未払金(賞与)	3,881
貸倒引当金	9,295
その他	4,170
繰延税金資産合計	28,433
繰延税金資産の純額	28,433

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成29年7月31日)
法定実効税率	34.81%
(調整)	
税額控除	△6.28
住民税均等割	0.08
その他	△0.68
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.93

(持分法損益等)

当事業年度(自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日)
関連会社がないため該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当事業年度(自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日)
記載金額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当事業年度(自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日)
当社の事業内容は、食材製造販売事業の単一セグメントのみであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

当事業年度(自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当事業年度(自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日)
該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当事業年度(自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日)
該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当事業年度(自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日)
該当事項はありません。

[関連当事者情報]

当事業年度(自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日)
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当事業年度 (自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日)
1株当たり純資産額	602.45円
1株当たり当期純利益金額	188.35円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 当社は、平成29年3月4日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当事業年度 (自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日)
当期純利益金額(千円)	377,822
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	377,822
普通株式の期中平均株式数(株)	2,006,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権3種類(新株予約権の数 7,355個)。 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

当事業年度(自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日)

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年8月1日から翌年7月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎事業年度末日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年1月31日 毎事業年度末日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1. 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 無料 —
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店（注）1. 無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって、電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.silver-life.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）1. 当社株式は、東京証券取引所マザーズ市場への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成27年 6月16日	清水 貴久	東京都小平市	特別利害関係者等(当社代表取締役社長、大株主上位10名)	株式会社近江屋 代表取締役 清水 貴久	東京都小平市花小金井二丁目23番43号	特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)	50,000 (注) 5.	165,000,000 (3,300) (注) 4. 5.	所有者の事情による

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（平成26年8月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載することとされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。
- また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）並びにその役員、人的関係会社及び資本的関係会社
4. 移動価格は、純資産価額方式と類似業種比準方式の折衷法により算出した価格を基礎として決定しております。
5. 平成29年2月15日開催の取締役会決議により、平成29年3月4日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「移動株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
発行年月日	平成27年7月23日	平成27年6月23日	平成28年3月18日	平成28年11月18日
種類	普通株式	第1回新株予約権 (ストック・オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)	第3回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	300株 (注) 6.	普通株式 2,000株 (注) 6.	普通株式 3,890株 (注) 6.	普通株式 2,430株 (注) 6.
発行価格	3,300円 (注) 3. 6.	3,300円 (注) 3. 6.	9,900円 (注) 3. 6.	25,900円 (注) 4. 6.
資本組入額	1,650円 (注) 6.	1,650円 (注) 6.	4,950円 (注) 6.	12,950円 (注) 6.
発行価額の総額	990,000円	6,600,000円	38,511,000円	62,937,000円
資本組入額の総額	495,000円	3,300,000円	19,255,500円	31,468,500円
発行方法	有償第三者割当	平成27年5月20日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	平成28年2月15日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	平成28年10月28日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	—	(注) 2.	(注) 2.

(注) 1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則等並びにその期間については以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (4) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は平成28年7月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 3. 発行価格は、純資産価額方式及び類似業種比準方式による折衷法により算定された価格であります。
 4. 発行価格は、当社の事業計画に基づいたDCF法による評価額を参考に算定された価格であります。

5. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
行使時の払込金額	1株につき3,300円	1株につき9,900円	1株につき25,900円
行使期間	平成29年5月21日から 平成37年5月20日から	平成30年2月16日から 平成38年2月15日から	平成30年10月29日から 平成38年10月28日から
行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項	「第一部企業情報 第4提出会社の状況 1株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第一部企業情報 第4提出会社の状況 1株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第一部企業情報 第4提出会社の状況 1株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

6. 平成29年2月15日開催の取締役会決議により、平成29年3月4日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」及び「資本組入額」は当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」及び「資本組入額」を記載しております。

2【取得者の概況】

株式

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
シルバーライフ社員持株会	東京都新宿区西新宿四丁目32番4号	社員持株会	300	990,000 (3,300)	当社の社員持株会

(注) 平成29年3月4日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格を記載しております。

新株予約権①

平成27年5月20日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
戸井 丈嗣	東京都世田谷区	会社役員	130	429,000 (3,300)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
片寄 達哉	東京都世田谷区	会社員	90	297,000 (3,300)	当社の従業員
大瀬 安昭	栃木県足利市	会社員	80	264,000 (3,300)	当社の従業員
中谷 顕嗣	埼玉県川越市	会社役員	75	247,500 (3,300)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
岡崎 弘	群馬県太田市	会社員	70	231,000 (3,300)	当社の従業員
加瀬 真由美	千葉県銚子市	会社員	70	231,000 (3,300)	当社の従業員
熊谷 健児	東京都葛飾区	会社員	70	231,000 (3,300)	当社の従業員
玄葉 陽平	東京都東久留米市	会社員	70	231,000 (3,300)	当社の従業員
島倉 咲	群馬県邑楽郡邑楽町	会社員	70	231,000 (3,300)	当社の従業員
白鳥 真吾	東京都中野区	会社員	70	231,000 (3,300)	当社の従業員
須加 泰考	東京都小平市	会社員	70	231,000 (3,300)	当社の従業員
長井 彰宏	さいたま市見沼区	会社員	70	231,000 (3,300)	当社の従業員
村手 寿俊	群馬県邑楽郡大泉町	会社員	70	231,000 (3,300)	当社の従業員
横田 啓	群馬県邑楽郡邑楽町	会社員	70	231,000 (3,300)	当社の従業員
米倉 秀	東京都台東区	会社員	70	231,000 (3,300)	当社の従業員
安藤 哲也	千葉県市川市	会社員	60	198,000 (3,300)	当社の従業員
古賀 純哉	東京都小平市	会社員	60	198,000 (3,300)	当社の従業員
中村 泰蔵	群馬県邑楽郡千代田町	会社員	60	198,000 (3,300)	当社の従業員
小嶋 洋平	東京都渋谷区	会社員	40	132,000 (3,300)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
藤原 弘明	東京都世田谷区	会社員	40	132,000 (3,300)	当社の従業員
伊東 英夫	群馬県太田市	会社員	30	99,000 (3,300)	当社の従業員
落合 美智子	東京都世田谷区	会社員	30	99,000 (3,300)	当社の従業員
黒田 かおる	東京都世田谷区	会社員	30	99,000 (3,300)	当社の従業員
竹田 豊一	東京都練馬区	会社員	30	99,000 (3,300)	当社の従業員
佐久間 光	群馬県邑楽郡邑楽町	会社員	20	66,000 (3,300)	当社の従業員
佐藤 久美	川崎市幸区	会社員	20	66,000 (3,300)	当社の従業員
白岩 美咲	群馬県邑楽郡邑楽町	会社員	20	66,000 (3,300)	当社の従業員

(注) 1. 平成29年3月4日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格を記載しております。

2. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

3. 大瀬安昭は、平成28年10月28日付で当社取締役を選任されております。

新株予約権②

平成28年2月15日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
戸井 丈嗣	東京都世田谷区	会社役員	200	1,980,000 (9,900)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
青沼 勝秀	横浜市港北区	会社員	160	1,584,000 (9,900)	当社の従業員
大瀬 安昭	栃木県足利市	会社員	150	1,485,000 (9,900)	当社の従業員
岡崎 弘	群馬県太田市	会社員	150	1,485,000 (9,900)	当社の従業員
片寄 達哉	東京都世田谷区	会社員	150	1,485,000 (9,900)	当社の従業員
中谷 顯嗣	埼玉県川越市	会社役員	150	1,485,000 (9,900)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
加瀬 真由美	千葉県銚子市	会社員	140	1,386,000 (9,900)	当社の従業員
津久井 隆之	栃木県宇都宮市	会社員	140	1,386,000 (9,900)	当社の従業員
横田 啓	群馬県邑楽郡邑楽町	会社員	140	1,386,000 (9,900)	当社の従業員
玄葉 陽平	東京都東久留米市	会社員	120	1,188,000 (9,900)	当社の従業員
古賀 純哉	東京都小平市	会社員	120	1,188,000 (9,900)	当社の従業員
白鳥 真吾	東京都中野区	会社員	120	1,188,000 (9,900)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
須加 泰考	東京都小平市	会社員	120	1,188,000 (9,900)	当社の従業員
長井 彰宏	さいたま市見沼区	会社員	120	1,188,000 (9,900)	当社の従業員
村手 寿俊	群馬県邑楽郡大泉町	会社員	120	1,188,000 (9,900)	当社の従業員
米倉 秀	東京都台東区	会社員	120	1,188,000 (9,900)	当社の従業員
安藤 哲也	千葉縣市川市	会社員	100	990,000 (9,900)	当社の従業員
熊谷 健児	東京都葛飾区	会社員	100	990,000 (9,900)	当社の従業員
島倉 咲	群馬県邑楽郡邑楽町	会社員	100	990,000 (9,900)	当社の従業員
中村 泰蔵	群馬県邑楽郡千代田町	会社員	100	990,000 (9,900)	当社の従業員
樋山 浩平	東京都練馬区	会社員	100	990,000 (9,900)	当社の従業員
平山 広一郎	群馬県邑楽郡邑楽町	会社員	100	990,000 (9,900)	当社の従業員
伊東 英夫	群馬県太田市	会社員	70	693,000 (9,900)	当社の従業員
白岩 美咲	群馬県邑楽郡邑楽町	会社員	70	693,000 (9,900)	当社の従業員
藤原 弘明	東京都世田谷区	会社員	60	594,000 (9,900)	当社の従業員
落合 美智子	東京都世田谷区	会社員	50	495,000 (9,900)	当社の従業員
金子 佳代	群馬県邑楽郡邑楽町	会社員	50	495,000 (9,900)	当社の従業員
小嶋 洋平	東京都渋谷区	会社員	50	495,000 (9,900)	当社の従業員
佐藤 久美	川崎市幸区	会社員	50	495,000 (9,900)	当社の従業員
高野 匡彬	群馬県太田市	会社員	50	495,000 (9,900)	当社の従業員
竹田 豊一	東京都練馬区	会社員	50	495,000 (9,900)	当社の従業員
黒田 かおる	東京都世田谷区	会社員	30	297,000 (9,900)	当社の従業員
佐久間 光	群馬県邑楽郡邑楽町	会社員	30	297,000 (9,900)	当社の従業員
須藤 さつき	神奈川県湯河原町	会社員	30	297,000 (9,900)	当社の従業員
中島 礼子	栃木県足利市	会社員	30	297,000 (9,900)	当社の従業員
和田 崇志	千葉県船橋市	会社員	30	297,000 (9,900)	当社の従業員

(注) 1. 平成29年3月4日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格を記載しております。

2. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

3. 青沼勝秀は、平成28年3月1日付で当社取締役を選任されております。

4. 大瀬安昭は、平成28年10月28日付で当社取締役を選任されております。

新株予約権③

平成28年10月28日開催の第9回定時株主総会決議に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
青沼 勝秀	横浜市港北区	会社役員	170	4,403,000 (25,900)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
戸井 丈嗣	東京都世田谷区	会社役員	100	2,590,000 (25,900)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
大瀬 安昭	栃木県足利市	会社役員	70	1,813,000 (25,900)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
岡崎 弘	群馬県太田市	会社員	70	1,813,000 (25,900)	当社の従業員
片寄 達哉	東京都世田谷区	会社員	70	1,813,000 (25,900)	当社の従業員
玄葉 陽平	東京都東久留米市	会社員	70	1,813,000 (25,900)	当社の従業員
古賀 純哉	東京都小平市	会社員	70	1,813,000 (25,900)	当社の従業員
佐久間 光	群馬県邑楽郡邑楽町	会社員	70	1,813,000 (25,900)	当社の従業員
島倉 咲	群馬県邑楽郡邑楽町	会社員	70	1,813,000 (25,900)	当社の従業員
白鳥 真吾	東京都中野区	会社員	70	1,813,000 (25,900)	当社の従業員
須加 泰考	東京都小平市	会社員	70	1,813,000 (25,900)	当社の従業員
津久井 隆之	栃木県宇都宮市	会社員	70	1,813,000 (25,900)	当社の従業員
平山 広一郎	群馬県邑楽郡邑楽町	会社員	70	1,813,000 (25,900)	当社の従業員
村手 寿俊	東京都足立区	会社員	70	1,813,000 (25,900)	当社の従業員
米倉 秀	東京都台東区	会社員	70	1,813,000 (25,900)	当社の従業員
中谷 顕嗣	埼玉県川越市	会社役員	60	1,554,000 (25,900)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
安藤 哲也	千葉県習志野市	会社員	50	1,295,000 (25,900)	当社の従業員
加瀬 真由美	群馬県館林市	会社員	50	1,295,000 (25,900)	当社の従業員
金子 佳代	群馬県邑楽郡邑楽町	会社員	50	1,295,000 (25,900)	当社の従業員
熊谷 健児	東京都葛飾区	会社員	50	1,295,000 (25,900)	当社の従業員
小嶋 洋平	東京都中野区	会社員	50	1,295,000 (25,900)	当社の従業員
竹田 豊一	東京都練馬区	会社員	50	1,295,000 (25,900)	当社の従業員
武部 輝光	東京都府中市	会社員	50	1,295,000 (25,900)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
中村 泰蔵	群馬県邑楽郡千代田町	会社員	50	1,295,000 (25,900)	当社の従業員
樋山 浩平	東京都練馬区	会社員	50	1,295,000 (25,900)	当社の従業員
藤原 弘明	東京都世田谷区	会社員	50	1,295,000 (25,900)	当社の従業員
横田 啓	群馬県邑楽郡邑楽町	会社員	50	1,295,000 (25,900)	当社の従業員
伊東 英夫	群馬県太田市	会社員	30	777,000 (25,900)	当社の従業員
遠藤 拓也	東京都世田谷区	会社員	30	777,000 (25,900)	当社の従業員
落合 美智子	東京都世田谷区	会社員	30	777,000 (25,900)	当社の従業員
小野 萌香	群馬県館林市	会社員	30	777,000 (25,900)	当社の従業員
黒田 かおる	東京都世田谷区	会社員	30	777,000 (25,900)	当社の従業員
佐藤 久美	川崎市幸区	会社員	30	777,000 (25,900)	当社の従業員
佐山 帆南美	群馬県邑楽郡邑楽町	会社員	30	777,000 (25,900)	当社の従業員
白岩 美咲	神奈川県高座郡寒川町	会社員	30	777,000 (25,900)	当社の従業員
須藤 さつき	神奈川県湯河原町	会社員	30	777,000 (25,900)	当社の従業員
芦沢 美夏	群馬県邑楽郡邑楽町	会社員	30	777,000 (25,900)	当社の従業員
高野 匡彬	群馬県太田市	会社員	30	777,000 (25,900)	当社の従業員
田中 悠	群馬県邑楽郡邑楽町	会社員	30	777,000 (25,900)	当社の従業員
長井 彰宏	東京都東久留米市	会社員	30	777,000 (25,900)	当社の従業員
中島 礼子	栃木県足利市	会社員	30	777,000 (25,900)	当社の従業員
袴田 文菜	群馬県館林市	会社員	30	777,000 (25,900)	当社の従業員
山本 瑞季	東京都府中市	会社員	30	777,000 (25,900)	当社の従業員
藁科 有世	群馬県邑楽郡邑楽町	会社員	30	777,000 (25,900)	当社の従業員

(注) 1. 平成29年3月4日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格を記載しております。

2. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
清水 貴久(注) 1, 3	東京都小平市	1,000,000	46.44
株式会社近江屋(注) 2, 3	東京都小平市花小金井二丁目23番43号	1,000,000	46.44
戸井 丈嗣(注) 4	東京都世田谷区	8,600 (8,600)	0.40 (0.40)
青沼 勝秀(注) 4	横浜市港北区	6,600 (6,600)	0.31 (0.31)
片寄 達哉(注) 5	東京都世田谷区	6,200 (6,200)	0.29 (0.29)
大瀬 安昭(注) 4	栃木県足利市	6,000 (6,000)	0.28 (0.28)
シルバーライフ社員持株会(注) 3	東京都新宿区西新宿四丁目32番4号	6,000	0.28
岡崎 弘(注) 5	群馬県太田市	5,800 (5,800)	0.27 (0.27)
中谷 顕嗣(注) 4	埼玉県川越市	5,700 (5,700)	0.26 (0.26)
加瀬 真由美(注) 5	群馬県館林市	5,200 (5,200)	0.24 (0.24)
玄葉 陽平(注) 5	東京都東久留米市	5,200 (5,200)	0.24 (0.24)
白鳥 真吾(注) 5	群馬県邑楽郡邑楽町	5,200 (5,200)	0.24 (0.24)
須加 泰考(注) 5	東京都小平市	5,200 (5,200)	0.24 (0.24)
村手 寿俊(注) 5	東京都足立区	5,200 (5,200)	0.24 (0.24)
横田 啓(注) 5	群馬県邑楽郡邑楽町	5,200 (5,200)	0.24 (0.24)
米倉 秀(注) 5	東京都台東区	5,200 (5,200)	0.24 (0.24)
古賀 純哉(注) 5	東京都杉並区	5,000 (5,000)	0.23 (0.23)
島倉 咲(注) 5	群馬県邑楽郡邑楽町	4,800 (4,800)	0.22 (0.22)
熊谷 健児(注) 5	東京都葛飾区	4,400 (4,400)	0.20 (0.20)
長井 彰宏(注) 5	東京都東久留米市	4,400 (4,400)	0.20 (0.20)
安藤 哲也(注) 5	千葉県習志野市	4,200 (4,200)	0.20 (0.20)
津久井 隆之(注) 5	栃木県宇都宮市	4,200 (4,200)	0.20 (0.20)
中村 泰蔵(注) 5	群馬県邑楽郡千代田町	4,200 (4,200)	0.20 (0.20)
平山 広一郎(注) 5	群馬県邑楽郡邑楽町	3,400 (3,400)	0.16 (0.16)
樋山 浩平(注) 5	東京都練馬区	3,000 (3,000)	0.14 (0.14)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
藤原 弘明 (注) 5	東京都世田谷区	3,000 (3,000)	0.14 (0.14)
小嶋 洋平 (注) 5	東京都中野区	2,800 (2,800)	0.13 (0.13)
伊東 英夫 (注) 5	群馬県太田市	2,600 (2,600)	0.12 (0.12)
竹田 豊一 (注) 5	東京都練馬区	2,600 (2,600)	0.12 (0.12)
佐久間 光 (注) 5	群馬県邑楽郡邑楽町	2,400 (2,400)	0.11 (0.11)
白岩 美咲 (注) 5	神奈川県高座郡寒川町	2,400 (2,400)	0.11 (0.11)
落合 美智子 (注) 5	東京都世田谷区	2,200 (2,200)	0.10 (0.10)
金子 佳代 (注) 5	群馬県邑楽郡邑楽町	2,000 (2,000)	0.09 (0.09)
佐藤 久美 (注) 5	東京都調布市	2,000 (2,000)	0.09 (0.09)
黒田 かおる (注) 5	東京都世田谷区	1,800 (1,800)	0.08 (0.08)
高野 匡彬 (注) 5	群馬県太田市	1,600 (1,600)	0.07 (0.07)
須藤 さつき (注) 5	横浜市鶴見区	1,200 (1,200)	0.06 (0.06)
中島 礼子 (注) 5	栃木県足利市	1,200 (1,200)	0.06 (0.06)
武部 輝光 (注) 5	東京都府中市	1,000 (1,000)	0.05 (0.05)
遠藤 拓也 (注) 5	東京都世田谷区	600 (600)	0.03 (0.03)
小野 萌香 (注) 5	群馬県館林市	600 (600)	0.03 (0.03)
佐山 帆南美 (注) 5	群馬県邑楽郡邑楽町	600 (600)	0.03 (0.03)
芦沢 美夏 (注) 5	群馬県邑楽郡邑楽町	600 (600)	0.03 (0.03)
田中 悠 (注) 5	群馬県邑楽郡邑楽町	600 (600)	0.03 (0.03)
袴田 文菜 (注) 5	群馬県館林市	600 (600)	0.03 (0.03)
山本 瑞季 (注) 5	東京都府中市	600 (600)	0.03 (0.03)
和田 崇志 (注) 5	千葉県船橋市	600 (600)	0.03 (0.03)
藁科 有世 (注) 5	群馬県邑楽郡邑楽町	600 (600)	0.03 (0.03)
計	—	2,153,100 (147,100)	100.00 (6.83)

- (注) 1. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長)
2. 特別利害関係者等 (役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)
3. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)
4. 特別利害関係者等 (当社の取締役)

5. 当社の従業員
6. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
7. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

平成29年9月14日

株式会社シルバーライフ

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秋田 秀樹 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 河島 啓太 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社シルバーライフの平成26年8月1日から平成27年7月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シルバーライフの平成27年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

平成29年9月14日

株式会社シルバーライフ

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秋田 秀樹 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 河島 啓太 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社シルバーライフの平成27年8月1日から平成28年7月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シルバーライフの平成28年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

平成29年9月14日

株式会社シルバーライフ

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秋田 秀樹 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 河島 啓太 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社シルバーライフの平成28年8月1日から平成29年7月31日までの第10期事業年度の第3四半期会計期間（平成29年2月1日から平成29年4月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成28年8月1日から平成29年4月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社シルバーライフの平成29年4月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

